

平成23年第10回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（12月16日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長あいさつ	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	7
関根政雄君	8
蛭田武彦君	17
宗田雅之君	25
前田武久君	41
星一彌君	55
議案第93号～議案第100号の上程、説明	62
議案第101号～議案第108号の上程、説明	65
議案第109号～議案第111号の上程、説明	78
散会の宣告	80

第2号（12月20日）

議事日程	81
本日の会議に付した事件	82

出席議員	8 2
欠席議員	8 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 3
職務のため出席した者の職氏名	8 3
開議の宣告	8 4
議事日程の報告	8 4
諸般の報告	8 4
議案第 9 3 号～議案第 1 0 0 号の質疑、討論、採決	8 4
議案第 1 0 1 号～議案第 1 0 8 号の質疑、討論、採決	8 6
議案第 1 0 9 号～議案第 1 1 1 号の質疑、討論、採決	9 1
日程の追加	9 3
発議第 5 号、発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
閉会中の継続審査申し出について	9 5
閉会の宣告	9 6
署名議員	9 7

第 10 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成23年第10回鯨川村議会定例会

議 事 日 程（第1号）

平成23年12月16日（金曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 93号 鯨川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例等の一部
を改正する条例

提案理由説明

日程第 5 議案第 94号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 6 議案第 95号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正す
る条例

提案理由説明

日程第 7 議案第 96号 鯨川村手数料条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 8 議案第 97号 鯨川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 9 議案第 98号 鯨川村牧野管理条例を廃止する条例

提案理由説明

日程第10 議案第 99号 鯨川村東日本大震災復興基金条例

提案理由説明

日程第11 議案第100号 鯨川村暴力団排除条例

提案理由説明

日程第12 議案第101号 平成23年度鯨川村一般会計補正予算（第6号）

提案理由説明

日程第13 議案第102号 平成23年度鯨川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第 14 議案第 103 号 平成 23 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

提案理由説明

日程第 15 議案第 104 号 平成 23 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）

提案理由説明

日程第 16 議案第 105 号 平成 23 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

提案理由説明

日程第 17 議案第 106 号 平成 23 年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第 2 号）

提案理由説明

日程第 18 議案第 107 号 平成 23 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 3 号）

提案理由説明

日程第 19 議案第 108 号 平成 23 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

提案理由説明

日程第 20 議案第 109 号 工事請負契約の変更について

提案理由説明

日程第 21 議案第 110 号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更について

提案理由説明

日程第 22 議案第 111 号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11 名）

1 番 岡 部 明 君

2 番 宗 田 雅 之 君

3 番 前 田 雅 秀 君

6 番 蛭 田 武 彦 君

7 番 星 一 彌 君

8 番 関 根 政 雄 君

9 番 山 形 郁 夫 君

10 番 早 川 正 博 君

11番 前田武久君

12番 坂本忠雄君

13番 前田三郎君

欠席議員（1名）

5番 湯坐良政君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 大樂勝弘君

副村長 白坂利幸君

教育長 奥貫洋君

総務課長 鈴木治男君

企画調整課長 芳賀亨君

住民福祉課長 佐藤文夫君

農林課長 森洋君

地域整備課長 近藤保弘君

教育課長 北條利雄君

農務局長 増谷隆夫君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 本郷秀季

書記 渡邊敬

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第10回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第93号から議案第111号までの19議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

鮫川村産業団体等振興補助金要望書が鮫川村商工会会長から提出されましたので、その写しを配付いたしております。

次に、議員派遣、出張関係であります。

初めに、議員派遣関係であります。10月7日、第2回地方自治研究交流セミナーのため議員4名を棚倉町に、10月25日、第3回地方自治研究交流セミナーのため議員3名を矢祭町に、10月27日、町村議会議員研修会のため議員11名を郡山市に、11月21日、第4回地方自治研究交流セミナーのため議員9名を埴町に派遣いたしました。

出張関係であります。10月7日、東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、10月14日、東白衛生組合議会第2回定例会のため山形議員が埴町に、11月1日、平成23

年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会のため議長が白河市に、11月9日、第14回交通安全東白川地方大会のため議長、副議長が埴町に、11月16日から17日、第55回町村議会議長全国大会及び地域振興現地視察のため議長が東京都と新潟県に、12月7日、東白川地方町村議会議長会、町村長会臨時会議のため副議長が棚倉町に、12月9日、年末年始における地域安全・交通事故防止運動出動式のため議長が棚倉町に、12月14日、東白川地方町村議会議長会臨時会のため議長が棚倉町に、それぞれ出張いたしました。

5番、湯坐良政議員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第10回鮫川村議会の定例会の開催に当たりまして、議員皆様方ご出席のもと議案のご審議をいただきますことに厚く御礼申し上げます。

11月5日、本村で開催されました2011年実践総合農学会第6回地方大会は、大学教授や研究者、県内の市町村などから多くの方々に参加され、成功のうちに開催することができました。このほかにも、10月、11月には文化祭行事、そして駅伝の行事と多くの行事があり、議員皆さん方には多数ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

去る12月6日、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は、避難指示などが出していない地域の自主避難者と、避難しないで住み続けていた住民に対する賠償方針を決定しました。この対象地域から、県南、会津、南会津地方の26の市町村が除外されてしまいました。これら除外された地域も、放射能汚染のために日常の生活や農業、商業、観光等に大きな損害を受けており、審査会の福島県の実態を見ない線引きに大きな憤りを覚えるものであります。

早速、8日に東西白河9市町村長が県知事に要請活動を行い、22日には国に対して要請活動を行うことにしています。要請活動は数回にわたって行うこととしておりますが、東西白河の9市町村では署名活動に取り組み、住民の声を国に届けていくことにしております。また、管内議員さん方の19日の緊急集会のご案内が届きました。出席させていただき、議員さ

ん皆さんと一緒に、県を分断することなく等しく一円に損害賠償の支払いを求める行動をしていきたいと思いますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

また、放射能汚染についてであります。米について、福島県の安全宣言の後に自主検査で、福島市や伊達市、二本松市で汚染米が見つかりました。きめ細かな検査が求められていましたが、対応の不十分さが露見し、消費者だけでなく全国民に大きな不信感を抱かせてしまいました。検査を徹底することが安心につながると思います。

村では、7月に検査機器の予約をして10月初めに納入され、検査を実施しています。精度を高めると検査時間が長くなり、検査点数が少なくなりますので、約15分間の検査時間で検出限界値を20ベクレルとして測定しています。今月10日現在で約640件の検査を実施していますが、このうち、米については78点全点検出限界値未満であり、安心していただいております。検査機器についてはあと2台購入することにしておりますので、十分な検査態勢をとって住民の安全・安心の確保につなげてまいりたいと考えています。

このほか、放射能関係の詳細につきましては、一般質問にありますので、そちらで説明をさせていただきたいと思います。

次に、村商工会から、年末商戦に合わせまして鮫川村復興プレミアム商品券を発行したいということで村補助金交付の要望がありました。額面500円のを12枚つづりで計6,000円を1セットとして、これを5,000円で販売するというものであります。20%のプレミアムであります。これを2,000セット販売するという事で総額1,200万円、このうちプレミアム相当分の200万円、これに事務費10万円を加えて210万円の補助金をいただきたいということであります。東日本大震災、原発災害等で冷え込んでいる村内の消費拡大を図り、村内商工業の振興・活性化を図るためにも、今回の補正予算に計上させていただきましたので、議員皆様方のご理解をいただきたいと思います。

さて、定例会でご審議いただく議案についてであります。条例関係は、廃止条例が1議案、新たな条例制定が2議案、一部改正条例が5議案の合わせまして8議案、予算補正にかかわる議案が平成23年度鮫川村一般会計補正予算と7つの特別会計の補正予算を合わせまして8議案、工事請負契約の変更についてと鮫川村過疎計画の変更について、白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更についての3議案であります。合計19議案を提案させていただきました。ご提案しました議案につきましては十分ご審議をいただき原案にご賛同くださいますようお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

11番 前田武久君 及び

12番 坂本忠雄君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る12月12日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。会期については本日から12月20日までの5日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から12月20日までの5日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の12月定例議会におきまして、2点の一般質問を通告によりましてさせていただきますと思います。

まず第1点目であります。雇用の場の確保と企業立地促進策についてであります。

本村の人口は既に4,000人を切り、少子高齢化や人口の流失には歯どめをかけられないのが現状であります。村は、定住人口増を図るために、若者の定住策として継続的な公営住宅の新設などの施策をし、大きな成果をなしているということにつきましては評価をしております。一方で、村民の雇用の場の確保、さらに既存企業の支援、新設企業の支援は、今後の村の安定経済を図るためには必要不可欠な重要な施策と考えております。

村内の既存企業、また今後進出しようとする企業に対して企業立地促進条例等を策定し、税制上の優遇措置や助成制度を活用し産業振興の支援を図り、村の経済と村民の暮らしを支援すべきと考えておりますが、村長の所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の1番目の質問、雇用の場の確保と企業立地促進についてのお答えを申し上げます。

村民の住民基本台帳人口は、平成23年11月1日現在4,093人です。対前年は4,168人でしたので、差し引き75人減少しました。なお、国勢調査後の現住人口は3,907人です。第3次振興計画の施策の重点として子育て支援や公営住宅建築、産業振興の取り組みを進め、定住人口の維持・確保を目指してきたところであります。さきの東日本大震災では、福島県の基幹産業であります農林水産業、製造業、商業、観光など、あらゆる分野において地震や原子力発電所事故により深刻な被害を受けました。被災した企業が県外に流失するということが起こっています。加えて、最近の著しい円高傾向は、企業の海外進出に歯どめがかからないようであります。

本村における企業誘致は、平成３年度に操業を開始しました株式会社オーゼキ福島工場の進出以降、新規の進出がないというのが現状であります。企業進出の立地条件として、広い土地の確保や工業用水、輸送条件、労働力のいずれを見ましても本村は厳しいものがあり、容易に進む環境ではないものと考えているところであります。

企業立地に当たっての現行の優遇税制については、農村地域工業導入促進法、過疎法により、国税では減価償却の特例、譲渡所得税の軽減があります。地方税では県税の事業税、不動産取得税、村税の固定資産税の課税の減免制度があります。関根議員ご提案の企業立地促進条例を策定して税制上の優遇を図ることについてであります。新規立地の場合はさきの優遇税制が適用され、税負担の軽減が図られております。既存企業に対する法人村民税、固定資産税の負担減免の措置は、自主財源が少ない本村の場合は今のところ実施するのが難しいのではないかと考えておるところであります。

東日本大震災や原子力発電所事故による受注回復や取引拡大のための展示会、復興イベントなどへの出店費用の助成、あるいは成長分野と言われている環境、エネルギー、輸送、生産用機械製造、健康、介護に関する産業、農・商・工連携に対する助成や雇用支援が県の中小企業向け復興支援として制度化されておりますので、要望があればこちらの活動の指導をしてまいりたいと考えております。

さきの６月議会において関根議員から質問がありました見渡団地の閉鎖した工場跡地利用については、いまだ競売などの破産手続の詳細な情報がないので進展はございませんが、新たな企業立地が可能かどうか引き続き検討していきたいと考えております。また、破産事業所からそういった連絡があれば、ぜひこの辺の土地の跡地の購入等も検討してまいりたいと思います。

以上、企業立地の促進策についての答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○８番（関根政雄君） 本村の場合には、村長の答弁で税制上の優遇措置、また県との連携の県税等の措置等があるということであります。

本村には平成３年以降、またそれ以前から、優秀企業が当然今多くの村民の雇用を生んでいるわけですが、残念ながら見渡団地の工場は撤退をしたということですが、それに反して実績を着実に上げている企業もございます。そういった村内の現在の企業の中で、増設、さらには増築、こういった新しい設備投資をされるという企業があるかどうか把握をされている、そのような情報があるのかどうかお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、鮫川器機でありますが、鮫川器機は工場を昨年拡充しております。あと、中井住宅木販株式会社でありますが、この会社が現工場用地では大分狭くなっているようです。倍ぐらいの規模にしたいなということで相談を受けました。ここら辺、企画のほうで便宜を十分図るように、地権者等にも協力願うように指導はしております。ただ、そういった話で年内着工ということを考えていたようですが、いろいろ国・県の縛りもあります。この辺をしっかりと指導しながら、早目の工場敷地の拡大に協力をしていきたいと考えております。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 大変な経済情勢の中でもそういった実績を伸ばしている企業があるということでありまして、また増築等される計画があるということであれば、本村にとっても雇用の場の拡大、さらには税収増という前向きな明るい兆しだなと思っております。

村長の答弁で、税制上の優遇措置、それ以外はなかなか厳しい財政の中で難しいという答えをいただきましたが、実は近隣町村には、企業立地をするときの建物の平米数に対しての助成金ですね、それとまた用地を取得する場合の50%の助成金、さらには雇用促進、要するに10名以上雇用すれば1年間で1人に1万円の補てん、さらには借入金をした場合に利子補てんをするというような、そういった自治体内に企業が進出したりまた増設する場合の立地促進条例を新たに設けている町もございます。

こういった中で、今企業経営は非常に厳しいので、そういった好条件のところの自治体にもどうしても移転してしまうのではないかなというような、そういった懸念も持っております。これは、近隣町村の動向を調査して我が村に見合ったやり方、財政が厳しいのであれば厳しいなりの条例を検討して今後定めていくための準備を進めていく。さらには、現在村にある企業の調査ですね、雇用計画も含めて今後どのような設備投資、前向きなのかという調査もあわせてしていく必要があると思いますが、村長の所見を再度お聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問であります。まず企業誘致は、今の経済情勢を考えると、新たな企業誘致というのは相当な覚悟で頑張らないと難しいのではないかと考えております。そういったことで、既存の企業を大事にしようという思いはもうずっと鮫川村は持ち続けている村であります。年1回はそれぞれの企業に職員が出向き、現在何か困っていることはありませんか、村でお手伝いすることは何かございませんか、そう

いった御用聞きをさせていただいております。こういったところで皆さんのお手伝いをしながら企業の繁栄を願い、雇用の促進をお願いしているところであります。

新たな工場誘致の場合には、鮫川村は一番、この土地の価格等ではよその地域と違った対応ができるのではないかと考えております。ぜひそういった企業がございましたら、オーダーメイド制でそれぞれの企業に即したご相談を受ける態勢はとっておりますので、ぜひ議員の皆さん方も、そういった企業等がございましたらお引き合いをいただければと考えておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 本村には工業団地予定地として越虫の一部分がまだ残っております。

今のこの経済情勢で企業誘致というのは本当に大変なことであって、まして条件が、交通等の不便さもあって、それから労働力の確保の点から本村の企業誘致というのは全く難しいわけでありすけれども、あきらめることなく、やっぱり村有地の活用、さらには、一番大事なのは雇用の場の確保、今、高校生の就職内定率が60%強ぐらいだそうです。あと3割以上の子供たちの職が決まっていないという状況ですので、ぜひとも本村の担い手育成、さらには村外への人口流出の歯どめをかけるために、この企業誘致、さらには支援策について力を注いでいくためには我々もご協力を惜しまないということでございます。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。放射性汚染物の仮置き場の選定と豊かな土づくりセンターの今後の稼働計画についてであります。

本村の循環型農業の振興と里山の環境保全などを目的とした有機の里づくり事業も、今年度末には待望の各施設が完成する予定であります。しかしながら、このたびの福島第一原発事故から成る放射性物質の拡散で、有機質堆肥の原料となる家畜の堆肥、ふん尿ですね、それに木の葉等の放射線数値が堆肥センターの計画的稼働を大きく阻んでしまうものと予想をされます。

運営が懸念される豊かな土づくりセンターの新年度以降の運営計画はどうされるのか、また、除染目的で集荷した木の葉などの汚染物の仮置き場の選定手順と経過、さらに予定地についてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2点目の質問であります豊かな土づくりセンターの稼働計画についてのお答えをさせていただきます。

豊かな土づくりセンターにつきましては、おただしのとおり昨年度から工事に着手し、本年度をもって完了、平成24年度から本格稼働を予定しているところであります。現在のところ、工事完了後3カ月程度の許認可期間を置き、おおむね平成24年7月ごろを目途に稼働したいと考えております。

今回の原発事故を受けまして、流通する肥料の放射性物質の含有量はキログラム当たり400ベクレルと定められたところでございます。この基準から、土づくりセンターで使用する原材料のうち、今回の事故で影響を受けるのではないかと想定されるものは、シイタケの廃菌床というんですか、菌床床ですね、これと落ち葉、木くずではないかと思われま。このほかの家畜排せつ物につきましては酪農や肥育農家からのものがあります。稲わら、もみ殻につきましては安全が確認されており、おから、そして生ごみは「手・まめ・館」からのものを想定しております。基準を超える原料が搬入されることはないものと思われま。なお、使用する原材料はすべて放射性物質の分析を行い、完全な堆肥を生産したいと考えております。

なお、本年産の落ち葉につきましては、堆肥の副資材として使用はできないと思いま。老人クラブの皆様をお願いして収集、処理することで作業を進めておるところでございますが、これら収集した落ち葉につきましては、放射性物質の分析を行い適切に処理することといたします。

生産堆肥につきましては、以上の観点で、準備できる原材料を利用し稼働していきたいと考えております。ただ、幸いに酪農、そして肥育農家の堆給肥はこの基準を400ベクレル以下の排せつ物であるとして考えておりますので、この辺で十分対応できるのではないかと思います。ただ、副資材に少し事欠くのではないかと考えておりますが、昨年、木の葉は20トンほど収集をしております。この辺で半年間ぐらゐの使用は可能かなと思っております。

次に、仮置き場の選定手順と経過、予定地ですが、予定地として、近くに人家及び農地がなく、台風などの異常出水による被災をしても汚染土砂等の流出の心配のない箇所として、以前、東野牧野として借用していました国有林を選定し、現在、林野当局と協議中でございます。その場所ですが、大字赤坂東野字伊柳沢国有林の一部で、主要地方道勿来・浅川線の小名沢地内より村道東野牧野線に入り、葉貫方面に向かって400メートルほど入った左側の国有林であります。後ほど図面等で皆さんにお知らせをしたいと考えております。まだこれは申請中であります。

ただ、この国有林も、これは11番、前田議員さんからも同じ質問がございま。今の状

況は、11月14日に国有地を仮置き場として借り受けするため、棚倉森林管理署に選定理由及び仮置き方法を説明して要請をさせていただきました。結果、群馬県の前橋市にあります林野庁関東森林管理局の石澤計画部長さん、そして合田国有林野管理課長さん、そして棚倉森林管理署の嶋田署長さんが12月5日に村に来られました。仮置き場についての打ち合わせと現地調査が行われまして、間もなく貸付申請の方法について指示があると思います。仮置き場として正式に決まり次第、地域の皆さんにお知らせするとともに、下流域であります古殿町の承諾も得なければならないと思っております。

いろいろこれからの難題もありますが、ご理解をいただきましてこの仮置き場を設定したく、今回の定例会にも予算を提案させていただきましたので、ご審議をよろしくお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） この堆肥センターの稼働につきましては、こういった原発の事故がなければ全く村長の頭の中に描いたとおりというか、それ以上の効果を私どもも今まで議会でも承認してきて円滑な運営ができるわけだったと思われます。しかしながら、今回汚染されたものは使えないというところではありますが、落ち葉については昨年の20トンが使えるということであります。また、計画では1,250トンの良質堆肥を生産したいということですが、現在ある害のない有機質堆肥の原料を使って7月から稼働させるということですが、この生産量は一体どのぐらいの、新年度ですね、量目が見込まれるのかが一つであります。

もう一つは、堆肥センター内に東京農大の研究棟が建設されて土壌とかそういった研究をされる見込みであります、こういった大学との連携を結んでいる以上、彼たちは紛れもなくこういった土壌とか放射性物質に関しても研究を当然続けているものと思われます、こういった東京農大との連携を我が村の堆肥センターの拠点として、あらゆる方法で今数値を下げる方法が試行錯誤されておりますが、そういった東京農大の研究棟ができることを前提とした場合に、農大との連携、さらには除染、それから線量低減に関してどのような計画でおられるのか、また、現在進行中であればそれについてもご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問であります、まず堆肥の年間の生産量であります、計画どおり1,250トンということでこれは取り組んでまいりたいと思っております。

あと、東京農大との連携でありますが、東京農大との連携は、鮫川村まめで達者な村づくり事業で農家の元気と生産意欲をまずかき立てて、あと大事なのは、高齢者に農業のわざを次の代に伝えていただきたい。そういった手まめな農業で大型機械に頼っている下流域というんですか、山間高冷地ならではの農業に鮫川村で取り組んでいこうという思いで始まったまめで達者な村づくり事業であります。これが一つ困ったのが連作障害であります。この連作障害の解消、こういったのは大学の力が一番役に立つのではないかと思います。そして、農家の人に豆をつくることによって幾らかでも意欲的な農業に携わることができたと。

今、意欲的な農業でないというのは、生産費割れしているような現状の農産物価格であります。この辺をどうやって打破できるかが今回のまめで達者な村づくり事業の一つの方策でもあったわけです。この辺で実りある農業に触れられればまた違った新しい農業の品目が、大豆やエゴマでなく消費者の欲している新しい農産物の開発あるいは農業の6次産業化、この辺のお手伝いを東京農大にしていきたいなと、そういう思いで農大との連携協定をさせていただいたということでもあります。

こういった鮫川村は恵まれた地域であると思います。いつも皆さんにお話ししているとおり高冷地であります。自分らが汚さなければ汚れない水と空気と、そして土壌があるわけです。これをフル活用して、安心・安全を前面に打ち出して農産物の生産を始めれば、必ずや下流の消費者の皆さんからは支えられて農業の振興を図れるのではないかと考えている矢先のこの放射能であります。

この放射能の除染対策であります。一番有効なのは、消費者にいかに関根村に来てもらうか、消費者のお手伝いを除染作業に取り込むか、これらにあるかと思います。恐らくこの除染作業は相当長い年月、放射能対策は20年、30年かかるかと思います。この放射能対策をいかに消費者に理解してもらうか、安全な土地である、安全な農作物であるということの理解は、いかに消費者にしっかりとみずから体験してもらうか、この辺にかかっていると思いますので、これらを十分この東京農大に、消費者とのパイプ役は都市空間で生活している東京農大にかかっているのではないかと思います。こういったのもいろいろ今回の放射能では期待をして、皆さんの指導を受けながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 堆肥センターは稼働されるということで、安堵しております。

さて、その汚染物の仮置き場ということで、国有林の東野牧野地内を想定して今検討されているということでもあります。村長の答弁にも下流の古殿町への承諾も得なくてはならない

ということですが、この場所を選定する場合の地域住民への説明、それから当然、決定するには私ども議会でも現地を見たり、また総合的な判断の中で、仮置き場といえども汚染物がある一定の期間置かれるということですので、そういった仮置き場を決めるまでの手順ですね、住民への説明とかそういったものを含めてどのように決定されるのか再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、地域の住民に余り迷惑がかからない、そして余り人家の密集していない地域を選ばせていただきました。

それで、鮫川村の線量は、年間の放射線量に換算されましても1ミリシーベルトに満たない地域であります。こういった低い線量の地域であります。ですから、そういった汚染土壌も、木の葉なんかも高いのでも、恐らく平均1万ベクレルまで達するような数値はそうなのではないかと思います。そもそも私は、決して年間1ミリシーベルトを超すような、ベクレルで換算しますと18万5,000ベクレルないと、ないとという言葉はおかしいですけども、18万5,000ベクレルという数値が、これを超しますと年間1ミリシーベルトになるようです。

こういった数値を考えますと、決して恐るるに足らず、そういう思いで木の葉の除染作業も取り組んで、対外的にはもちろん、鮫川村は木の葉が8,000ベクレル以上で大変困っている地域だという願いはしますけれども、皆さん方には、なあに、そんなに怖い数値ではないんだよと、大丈夫、しっかりと自信を持ってすれば、こういった線量の低い地域なんだから、福島県で一番先にこの除染の進んだ安心な地域ということで皆さんにアピールできるのではないかと、そういう思いで、村民の皆さんには自信を持って取り組んでいただきたいと思います。

今回、県南地域は賠償の地域から漏れたわけなんですけど、私は、これも一つの安心な地域のあかしではないかと思います。ただ、それ以上にいろいろご苦労があるのもこれは承知しております。ですから、この損害賠償の請求は、そういった線量の低い地域でなく、精神的な苦痛は福島県一円、高い地域も低い地域もなく請求はしてまいりたいと思いますが、ひとつ皆さんにも、大丈夫、そういう理解もしていただければと思います。

もちろん、風は別ですけども、雨に当たっても水に溶けて流れないようにハウスの中に入れて、50坪のハウスを3棟建てて、その中に木の葉とかそういった汚染土壌とかを保管して、皆さんには迷惑をかけないような対策で、放射能が漏れない、あるいは流れない、付近の住民には迷惑をかけない、そういったことで対処してまいりたいと思いますので、ご理解

をいただきたいと思います。もちろん、住民には何軒か、恐らくキロ数で言うと1キロメートルぐらい、皆さん離れた地域になるかと思います。ですが、説明だけはしてご協力をいただきたいと思いますと考えております。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 仮置き場の選定の手順をご答弁いただきました。

県はこの仮置き場に対し計画マニュアルを各市町村に送ったということが報道されております。それらの放射線の費用ですね、国の財政措置を受けることができるという報道がされておりますが、今回、定例議会にも仮置き場の設置費用が上程されているようでありますが、こういった費用は当然、東電、国に直接請求できる費用だと思っておりますが、非常に国・県も対応が遅い。しかしながら、自治体の我が村にとっても、既に稼働しているこの堆肥センターの稼働に準ずれば、今動かないとできないということで上程されてきていると思いますが、こういった費用ですね、一時村が負担をしても、今後、村長の心うちとして国・県に当然請求するおつもりなのかどうかお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の除染費用に対しての国への請求ですが、1ミリシーベルトに満たない地域にはそういった国の補償はないというお話でありましたが、ただ、除染計画を立てて特別認定地域になると補償があるそうです。こういったことで特別認定の申請をしております、間もなく許可になってくると思います。ですから、当然この申請はしますし、補償もあると思います。

ですが、そういった国の補助を持っていると、木の葉の今回の汚染というんですか、空中線量というのは、山に落ちた場合は木の葉と枝に大体8割方、7割以上の放射線量が含まれるそうです。幹の部分とか葉の部分にはせいぜい残りの2割分だそうです。ですから、木の葉をしっかりと除去さえしておれば次の年には持ち越さないだろうと、私はそういう思いで、この落ちた木の葉を早目に除染しないと土壤に落ちてしまうというんですか、腐食するとセシウムと仲がいいらしいんですね。腐食が好きな、粘土鉱物が好きだそうです、これが土に落ちてしまうと相当な覚悟で除染作業にかかる、費用もかかる、そういったことから、木の葉の部分のうちに退治しておきたいな、除染しておきたいなということで、早目の除染ということでお願いをして始まったということでもあります。

この費用は、差し当たり財調のほうから立てかえさせていただきますが、最終的には国あるいは東京電力に請求をさせていただきます。ただ、来るか来ないかは別として、先ほど申

し上げましたように、国の認定事業であります除染計画を出しておきました。その計画が通りますと除染してよいという自治体に認定されるそうです。そういったときには当然補助金が出るものと考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 当然これは請求すべき費用であるということでご答弁いただきました。

約3億円近い税金を投入したこの堆肥センターであります。この稼働は、当然我が村の将来を占う大事な施設でありますので、ここに東京農大との連携がとれて、また農業の振興を図るべく堆肥センターを核として村の振興を図っていくということですので、この施設の稼働と、それから今回浮上している大変な放射線量の線量減の課題というのは切っても切り離せない問題だと思っております。やはり産業と、それから大学と我々村民と、また執行側四者が手をとらないとこの難局は到底乗り切れないと思っております。

どうかあらゆる知恵を絞ってですね、我々議会としても慎重に、これからチェック機能を果たしながら、村民のほうを向いた堆肥センターの稼働、さらには将来の村づくりのために汗を流していかなくてはならないという認識でおりますので、どうか支え合う村づくりのために汗を流す人が一人でもふえることを、そしてまた堆肥センターの稼働ですね、これが円滑にいくことを願って、私の2点の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 蛭 田 武 彦 君

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田武彦君。

〔6番 蛭田武彦君 登壇〕

○6番（蛭田武彦君） 6番、ただいまより一般質問を2問ほどいたします。

まず1問目でございますが、震災による図書館復旧工事についてであります。

9月定例議会の代表質疑において平成25年度当初に開館を見込んでいるとの教育長答弁であったが、村民の皆さんより貴重なご意見が数々ございました。村民の声を村政に反映させるためにも、耐震補強復旧工事の内容と積算について、さらには現在の建物に補助金などの絡み合いはないものか教育長に伺います。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 6 番、蛭田武彦議員の 1 番目のご質問にお答えいたします。

9 月の議会にも答弁いたしましたように、図書館整備経緯といたしましては、引き続き被災により鮫川村図書館を閉館し大変ご不便をおかけしておりますが、平成21年度に実施いたしました耐震診断の結果に基づき、補強詳細図により検討を行っている段階であります。

補強工事額概算につきましては、この補強計画は一時しのぎにしかすぎないため、十分に国と協議を進めているところでございます。補強工事概要といたしましては、直接工事費で、仮設工事130万円、基礎補強工事540万円、躯体補強工事、骨組みですけれども570万円、内外装復旧工事550万円、解体工事280万円、その他諸経費及び電気設備を含めて約3,200万円を要する工事であります。

今後の図書館の運営方針であります。以上の工事経費を踏まえ、図書館の耐震補強を行わず有効な改修方法について検討しているところであり、改修方法については3階部分の取り壊しをし、考慮して作業を進めている段階であります。概算工事費といたしましては、解体工事費700万円、既存施設のはり補強工事1,300万円、玄関部分補修工事3,500万円、計5,500万円を概算工事費と考えております。現在、国・県と協議し方針を固め作業を行っているところですが、東日本大震災の災害復旧工事費として補強工事部分を含めた補助要望をしているところでありまして、1月中旬に災害査定を予定しております。

補助金につきましては、平成15年、16年度に新山村振興等農林業特別対策事業、子供等自然環境知識習得施設事業として6,035万2,000円の補助金をいただいておりますが、現在、補強事業により取得し又は効用の増加した財産の処分等の承認の第7条により、災害被災財産等に係る承認申請を行っているところであり、農林水産大臣に災害報告書を提出しているところであります。

現在、この補助金返還等についてはまだ未確定な状況であります。つきましては、次年度以降スムーズに工事に着工できるように事務を進めているところであります。工事に1年を要すると思われますので、開館は平成25年度当初となると思われます。村民の皆さんには大変ご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6 番（蛭田武彦君） ただいまの説明でおおよそ見当はつきました。

私、今この議場に入ってふと見たんですけれども、提出議案の中に5,500万円というのが

ちょっと入っていましたので、今の説明でおおよそわかったんですけども、それとですね、先ほど言ったように村民の声からの貴重な意見がいろいろあるんですよ、やっぱりね。それで、教育委員関係者ですか、その人らとの話し合いなどもしたのか、村の教育関係者の方々がどのような考えをしているのかということもちょっと聞いておきたいです。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 教育委員会でも、そのほかいろいろのご意見等を私どものほうではお聞きしております。そういう中でさまざまなご意見がありますが、ただ、まずできるだけ早く村民の皆さんにご利用いただく、そういうことを考え、そして前にお話がありましたけれども、村の財政的な事情もありまして、今ご答弁をさせていただいたようなことが要旨かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） 私の再質問にちょっと合わないような気がするんですけども、村民の教育関係者ですか、学校関係とかだれでもいいです、そういう教育関係の方々の会合などを持ったのか持たないのかという、それをまた再度。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 教育委員会では持っております。広く意見をお聞きしております。そのほかに公民館等に出入りする方々にたくさんのご意見をちょうだいしております。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） わかりました。その辺もある程度耳には入っているんですよ。一応確認のために教育長に。

それで、今までの積算について数値的には出てきたんですけども、3階まで取り壊すということになりますと、こういう仕上がった状態のときの金額などとは全然、どうなっていくのかなというような不安な点があるんですよ。その辺を執行権を持っている村長にもうちょっとお聞きしたいです。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3階部分を壊すのに5,500万円で予算があるのか、そういう6番、蛭田議員のおただしであります。まず、3階部分が危険な建物ということでもあります。これを耐震補強工事するには、その3階部分を現在のまま使用可能な建物にするには相当金がかかるんですね。ですから、もう少し安く上げるのには3階部分を取り除いちゃおう、2階で

使おうと。鮫川村の図書館は2階建てにしようと、そういうことで5,500万円を計上させていただいたということでありますので、5,500万円内で工事は終わるように指導してまいりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） 申しわけないですけども、また再度お尋ねします。

その5,500万円というお金ですね、これは3階を撤去すると。そして、あと先ほど言った3,200万円とかと教育長さんも言ってますけれども、そうすると、総体的に外構工事とかの耐震とか、それから3階を取り壊したとか、確かに鮫川図書館といえは3階までは必要がないのかなという感じもいたします。ただし、そのほかにですね、今のは現在の積算、仕上がるまでの積算が全額で幾らなのかということを、もしそういう状態ができていればお聞きしたいです。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田議員の再質問であります、上と下は別です。上の工事はやらないで下の工事だけでいこうということで5,500万円で上がるということです。上の3,200万円の工事ではなくて下の工事にしたほうがベストだという考え方で、今年度の予算に計上させてもらったということです。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） そうするとですね、それは3階を取り壊すだけの5,500万円ですね。

〔「違うよ」「工事全体で」と言う人あり〕

○6番（蛭田武彦君） 開所できる。

〔「はい」と言う人あり〕

○6番（蛭田武彦君） この図書館を開所できる金額が5,500万円なら上げますよということですね。全部仕上がってね。

〔「そうでございます」と言う人あり〕

○6番（蛭田武彦君） はい、わかりました。

それとですね、若い30代から50代の方々の意見もあったんですけども、その利便性ということも出たんですよ。それとその将来を見越したこと、お金が少しかかっても利便性と将来を考えたときにどうなるかなという真剣な意見もあったんですよ。だから、最後の本当の金額が幾らなのかというのは今わかりましたから、これからの夢の持てる若い人たちの意見も取り入れながら、本当にその利便性、将来性ということを考えてときに、今の場所は

どうなのかなというそういう意見もあったので、その辺を最後に聞いて次の質問に入ります。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田議員の再質問であります。利便性、立地条件は果たしてどうか、図書館であそこはあっているのかというおただしのようですが、まず、先ほど教育長のほうからもお答え申し上げましたように、今の村の財政を考えた場合には、あるものを上手に利用する、ないものねだりはやめてくれという執行部の考えをご理解いただきたいと思います。また、そういった皆さんの意見も大事に、この5,500万円を投資した図書館をしばらくご利用いただきながら、新天地での村民の要望にこたえるような立派な図書館という構想も、それは村づくりには必要ではないかと思います。その辺は次の課題としてとらえていただければと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） はい、理解できました。

それでは、今度2問目に移りたいと思います。鹿角平クロスカントリーコース運営についてでございます。

鹿角平牧場関係者のご協力により、平成24年度春より本格的に学生さんたち、さらには土・日・祝日と利用者によって村全体に活力となるよう期待し、同時にその努力も必要かと思われませんが、今後の運営とPRについて村長に伺います。

○議長（前田三郎君） 村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田議員の2つ目の鹿角平のクロスカントリーコースの運営についてのご質問にお答えをさせていただきます。

鹿角平クロスカントリーコース整備事業の推進に当たり、蛭田議員には一方ならぬ関心を持っていただき、感謝を申し上げます。鹿角平クロスカントリーコース整備事業につきましては、平成23年5月25日に土地の取得をいたしました。7月6日に工事着手、10月7日に竣工いたしました。土地収用法の手続や、共有地のため相続登記の解決などの課題がありましたが、無事完了できましたことに関係者の皆様方に感謝を申し上げるものであります。

クロカンコースが完成しまして、早速利用の申し出がありました。福島県高校駅伝において優勝し、12月25日、京都で開催される全国高校駅伝に出場されます学法石川高等学校陸上部がこれまで3回利用しております。また、全国中学校駅伝に出場することになりました安

積二中女子チームが二度ほど練習においでいただきました。福島県陸上競技連盟の役員の方々からも、競技力向上には最適のコースであるという評価をいただいております。鹿角平クロカンコースの評判は高まりまして、今後の利用に期待の持てるコースではないかと確信を持っているところであります。

次に、鹿角平観光センターの冬季の営業についてであります。これまで観光センターは12月から3月までの冬期間は閉鎖をしておりましたが、このたびのクロカンコースの整備を機会に冬期間も営業を継続していただきたいと考えております。現在、青生野地区の小売店は1軒のみとなり、日用品などの買い物が不自由となっており、これらの支援が必要と考えておりました。今議会の補正予算において、冬期間の営業を継続するため観光センター運営費の補助金を提案いたしております。どうぞ提案にご賛同いただきますようお願いするところであります。

今後の運営とPRについてありますが、鹿角平クロカンコースは来春4月にオープンイベントを行いまして、本格的な供用をしたいと考えております。来年2月に東京農業大学入江先生の研究室において鹿角平で空中撮影用のバルーンを上げて、クロカンコースの撮影をしてくださることになっています。これらの写真を活用して、クロカン施設案内のパンフレットを作成したいと考えております。高校、大学の合宿誘致も行いたいと考えておりますが、受け入れの仕組みづくりにつきましては、村と鹿角平観光センター、村商工会との協議の場を設けて相談していきたいと考えております。

今後のクロカンコースの運営につきましては、村民も村外の人も気軽に無料で利用できることを基本に、利用申し込みの受け付け、コースの管理、更衣室の管理などについては鹿角平観光センターに管理を委託する方法でよいのではないかと検討はしております。詳しくは来年度予算において提案いたしますので、クロカンコースの活用により地域振興が図れるよう、これからも積極的なご提案をお願いするものであります。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） ただいまの説明、本当に力強く感じました。そこでですね、PRについてもやっぱり、私たち議員も賛同したことでありますので、我々議員も要請があれば一生懸命動いてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

それからあとですね、今話があったように利用者がぼつぼつあると、そういうことを私も聞いて、これは何とか、あそこね、私の一番力入れたいのは、やっぱり箱物事業じゃないの

で多少のお金はかけてもいいのかなと。建物というのは大変なお金をかけているんですからね。そういうことから割り出していけば、もう村の活力、それから鹿角平の売店ですか、あれの活用、そういったところで大きな変化が出てくるのかなと。あとは、今度学生さんたちが宿泊したいと、近辺の人はこちらに帰ると思うんですけれども、もし遠くから来た場合には「ほっとはうす」とか、それから「ほっとはうす」のわきに体験施設もあるんだよね。ああいうところなんかもフルに活用すれば、村民の人たちも納得してくれるのかなというふうに感じます。

それとですね、そういうことに力を入れていただきたいのと同時に、クロスカンントリーコースとなるとトラックが必要だという声も聞くんですよね。そうすると、私はこの運営とかお客の出入りとかの結果を見ながらお金をかけるのはよろしいですけれども、まずその前に提案したいことがあるんです、トラックの問題について。その前に村長のお考えをちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田議員のクロカンにはトラックがつきものだべというお話ですが、そのとおりであります。ただ、このクロカンのコースが皆さんにどのぐらい利用してもらえるのか。だんだんステップアップで、二段跳び、三段跳びで、できますれば5年後には400メートルぐらいのトラックができればいいのかなと、そういう思いであります。これもお金のかかることですので、どうぞ皆さん方でご協議をしていただければと考えております。このクロカンの入り込みによっては、早い時期にこういったトラックの準備もよいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） 本格的なトラックというと5,000万も、1億円もかかるんですよね。そこで、私はちょっと考えてみたことがあるんですね。これはちょっと見づらいんですけれども、皆さんご承知のとおりだと思いますので、これは後で。3部ぐらいあるんだけど、大体のことが書いてあります。

ここに道路が来ていますね、牧場があって。これが渡瀬のほうから青生野に行くところね。ここに売店があるんですよね、この辺にね。売店のこの辺にうまいもの祭りのときの駐車場があるんですよね、結構広いね。そのときに、ここの道路の部分ね、200メートルぐらいを利用できると思うんです。その場合に、この草地の人にあと1メートルか2メートルぐらい協

力してもらって、この部分をちょっと幅広くして、今のコースのほうをね。道路は大体4メートル以上ありますから、この辺は広いですからね。そうすると、ここの間を3周ぐらい、いや、これはやってみないとわからないんですけども、二、三十人の人がこの駐車場から一斉に出たとしても、3周ぐらいすればある程度細長い列ができるのかと。そうしたときにこのコースに入っていけると。

私、想像してあそこの現場もよく見ました。それでですね、こっちも通行どめ、その場合はできますからね大体時間とすれば10分か15分ぐらいはその細長い列ができるのかなと、こういうことも提案ですからひとつ考えて。これだとまるっきりお金が、土地買収とちょっとしたぐらいだと思いますから。

それとあとは、以前にクロカンの整備事業のときに質問したときに、国有林を活用した林間コースは今後検討すると村長に答えていただきました。そこでですね、私も10月29日だよ、土曜日だと思いました。そのときに、ここの山コース一帯を歩きました。初めて歩いたらまさにいいですね、歩いてみると。そして、村長が言ったように、この国有林の活用を検討するということです、ぜひ。それにはね、ちょっと登ってこの辺からね、この辺とこれでこの辺、そうすると出入りがちょうどいいんですよね、出入りをつくるのに。あと、この辺はちょっと難しいんですけども、そこで大体1,500メートルぐらいのコースができますから、それを営林署のほうに強く要望していただきたいと。

たまたまその日に二人してやっていた人がいたんですよね。このコースどうですか、林間コースという話を私、耳にしたんですけども、林間コースってどういうものなんですかなんてその人に聞いたんですよ。そうしたら、いや、林間コースができれば最高ですと、夏の暑いときは調整しながらそこも歩けるから、ぜひそうなるといいことだわねというふうなことを聞きましたので、ぜひその点をもう一度強く、村長の意見を聞いて終わりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田議員の再質問でありますトラックのコース取りと林間コースということでありますが、今回できた2,500メートルの草地内のコースは早わざがきくコース取りであります。林間コースとなりますと、国有地の借用あるいは買い付けになります。そうすると許可をもらうまで2年、3年かかります。こういったことで、よその地域でつくられちゃうよりは早目に正式なクロカンをつくろうという思いで少し早目のコースで、冬場用のコースといえますか、夏場用のコースではないと思います。こういったことで、これも

利用頻度を見まして、早い時期にこれも林間コースに持っていきたいなど、そういう思いで、内々森林管理者のほうには、込み方によっては山をまたお世話になるかもしれないからねと、そういうお話はさせていただきました。

こういったことで、どうぞ皆さんの期待にこたえるような、夏場でも涼しい形で、涼みながら体力を鍛えることができる林間コースの設定なんかもいいのかなと考えておりますので、ご協力いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） じゃ、村のほうにですね、スプレー入れとくとこね。ここは草地の方の協力を得ること、これがいいなと思った場合でいいですから、そういうことも先に検討していただきたい。それからあと、国有地のほうもぜひ力を入れていただきたい。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（前田三郎君） ここで10分間休憩します。

（午前11時22分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時32分）

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

○2番（宗田雅之君） 本議会におきまして3点について村のご意見をお伺いしたいと思います。

まず1つ目、定住化促進と対策についてお伺いいたします。

地方の人口は少子高齢化、1次産業の衰退、企業の荒廃、地方からの撤退に伴い年々少なくなり、本村においても4,000人を切っているのが現状であります。この状態でいくならば、5年後、10年後の人口が大変危惧されるのではないのでしょうか。地域の活性化、村の活性化のためにも定住人口の確保は最重要課題であり、一日も早い対策が必要と考え、次の点について提言をし、村長の考えをお伺いします。

まず1つ目、地場産業の育成策について。

人が地域で暮らすには収入を得る場、働く場所がなければ生活できないのは、だれしもが知ることだと思います。今、Uターンしたいと考えている人たちにとっても、働く場所がなければ帰ってくるができないのが現実です。村としても企業を誘致しようとしてもなかなか誘致できない状況下にあっては、村の人たちを多く雇用している地場産業の育成策は緊急の課題と考えます。

2つ目、6次産業化について。

高齢化対策、医療費削減対策として現在お年寄りによる豆づくりを実施しておりますが、現在、過剰生産ぎみと聞きますが、これを今以上にみそなどの生産体制を確立して全国規模で拡販していく、これにより1次産業の衰退の歯どめと雇用の確保になるのでは。

3つ目、村営住宅による定住化と空洞化策。

村全体に空き家が目立つようになり、特に村の中心地である新宿地内に空き家が多く、防犯上においても景観上においても大変心配であります。また、現在村で進めている館山の景観ともふつり合いになるのではないのでしょうか。これらの対策として空き家を村のほうで買い上げ、そこに村営の住宅をつくり若者に住んでいただく。これにより地域住民と若者の交流の場ができ、防犯上においても地域の伝統継承においても有効であり、子供たちのお年寄りによる人道教育にもつながるのではないかと。

以上について村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の最初の質問、地場産業の育成策についてお答えを申し上げます。

定住人口の確保、雇用確保のための企業立地については、さきの8番、関根政雄議員に対してお答えをさせていただきましたが、新規の企業誘致はなかなか困難な状況にあります。議員ご指摘のように、地場産業の振興によって村民の雇用を確保することは極めて重要であり、大切であると考えています。

本村における地場産業の建設業、商業の支援策として、第1点目は、村内の多くの商工業者が加入する村商工会の支援が挙げられます。平成23年度予算においては、商工業経営改善普及事業補助金を301万4,000円交付することとしております。内訳は、村商工会指導員設置

費として3名の職員の人件費補助として188万8,000円、事務局長設置費補助金として75万2,000円、その他カレンダー作成や指導事業費として37万4,000円であります。ほかには、青年部、婦人部活動助成、商工祭開催事業などに79万円を助成して、商工業者の経営改善指導及び後継者の育成を支援しているところであります。また、村特産品PR、地場産業振興、観光、都市交流による地域の活性化を目的とした高原鮫川うまいもの祭りに170万円を助成しております。

また、本議会の補正予算においては、村内の商店での年末商戦における消費拡大を図るため、プレミアムつき商品券発行額1,200万円のうち200万円と事業費10万円、合わせまして210万円の補助金を提案しておりますので、ご賛同いただきたくお願いするものであります。

建設業においては、技術力向上を図るため機会をとらえて指導しているところであります。今後の公共工事関係を申しますと、東日本大震災と台風15号による災害復旧事業を発注することとしております。工事の内容は、規模等にもよりますが、発注の平準化により受注機会の増加を図ることとしております。

次に、商工業者の金融資金面では、村が利子補給を行う鮫川村商工業経営合理化資金があります。また、震災復興関連ですが、国・県の補正予算による補助制度や資金繰りの支援制度がありますので、要望の際はご活用いただきたいと思います。

次に、6次産業化のおただしであります。現在の大豆の状況をお知らせいたします。本年度の大豆の集荷を現在行っておりますが、本年度は戸別所得補償制度を利用することから戸別ごとの選別を行い、検査買い入れとなります。選別に時間を要し4割程度の集荷となっておりますが、本年度は秋の天候にも恵まれ、外観は大変よい大豆のように見受けられましたが、選別を行いますと作柄は決してよくないそうであります。最も必要とする大粒の大豆が一、二割程度、中粒が4割、小粒が3割、残りが紫斑病とくず大豆ではないかと予測されます。一番の原因は、やはりこの大豆には連作障害という宿命的な栽培障害があるんですね、これが災いしていると思います。

また、生産限度のお願いをしているところですが、今年度も35トンほど集荷されるのではないかと考えております。みそ生産の拡大、全国規模の販路拡大の件ですが、みそ生産販売の現在の状況は、年間生産量が平成20年産大豆で15トン、平成21年産大豆で34トン、平成22年産大豆で22トンほど生産しております。しかし、販売量は年間およそ15トン程度になっております。販売拡大のため、インターネット販売や都市部での物産展、イベント参加などに積極的に参加し、ニーズ調査を行いながら販売しておりますが、次のような傾向があらわ

れております。

1つに、みそ汁をつくらない家庭が多くなっていること。特に若い世代にあらわれています。2つ目に、高齢者は健康のために1日1回しか飲まないそうです。これは塩分の控え目だそうです。ですから、量の消費がないということです。3つ目に、インスタントが手軽でよいということでもあります。4つ目に、生まれ育ったところのみそが一番などと、以上のことから見ますと、まず地元の方々にもっとご利用いただくことが肝要かと思っております。

次に、村民皆様方のお力をおかりし村出身者の方々への普及と、3次加工した新たな商品の開発がみその加工です。みそを3次加工した新たな商品の開発が必要であると考えております。11月に行いましたアイデア料理コンテストはこれらを踏まえて実施したものであります。議員皆様におかれましても、積極的に販路拡大にご協力をいただきますようお願い申し上げます。この販路拡大に皆さんで取り組めば、鮫川村の年間の消費量は20トンには下らないと私は考えております。こうすることで、大豆の生産者にはもちろん、そうでない方にもぜひ村内産の大豆の使用をお願いしたいと思っております。

次に、村営住宅による定住化と空洞化策についてのおたかしであります。

年を追うごとに空き家はふえており、村の中心地であります新宿地内や道少田地内にも空き家が多くなってきております。議員ご指摘のとおり、景観面からも防犯面からも大変心配なところであります。これらの対策として、議員提案の村が空き家を買上げそこに村営住宅をつくり若い人たちに住んでいただくというのは、地域の活性化にとって大変有効な手法だと思います。年々老朽化が進み朽ち果てていく空き家が村の中心地にあるのは、本村が進めております人が集まる村づくり、美しい村づくりの点からも解決しなければならない重要な課題であると考えております。

ただ、空き家といっても所有者がおります。その方の承諾を得ることができなければ村としても何もできません。今は空き家になっているとはいえ、先祖代々住んできた家であり、家族の心のよりどころとして空き家を手放したくない、残しておきたいと考える人が多いため、空き家の貸し借りや売り買いが今まで余り進まなかったのが現状であります。こういった空き家は、持ち主に空き家の有効利用を理解していただくことが大事かと思われますので、この辺はこれからも積極的に今後進めてまいりたいと思っております。

また、空き家の貸し借りや売買が進まないもう一つの理由には権利上の問題もあります。建物の登記がなかったり、登記はあっても登記上の所有者が死亡しているのに相続登記がされていなかったりなど、権利関係が明らかでないことが原因で貸し借りや売買ができないこ

ともあります。

仮に所有者の承諾を得ることができた場合に、村が空き家を買上げそこに村営住宅を建設するときの補助金は、土地や建物を取得する費用や建物を取り壊す費用は補助の対象とはなりません。空き家を取得して更地にする費用は村が単独で負担しなければなりません。さらに、補助事業で村営住宅を建築するにはいろいろな条件がありますので、財政的な面からもよく検討した上で計画をしなければならないと考えております。

また、建てかえでなく空き家を改修するための補助金は、改修後の建物の利用について制限があります。短期間の体験住宅としての利用や地域の集会所としての利用などに限られ、一般的な村営住宅としての利用はできないようであります。

いずれにしろ、住宅用地が少ない本村にとりましては空き家は貴重な住宅用地でありますので、これを有効活用し、定住を促進し地域の活性化につなげていくことは本村の振興にとって大変重要なことであると思いますので、議員ご提案の趣旨を真摯に受けとめ、よく検討していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） じゃ、地場産業の育成策は再度聞きたいと思っております。

今、建設、商業が挙げてありますけれども、定住人口を図るのにはどうしてもこういう企業を助けていかなかったらば、そこで雇用されている人は生活できない、給料を得られないから生活できない。そのためにはやっぱり地場産業、地元でできる建設業、建設の仕事は地元の業者にやらせる、そういう入札制度の改革とかそういうのをやっていかないとこれからはほかから企業が来ない。こういう中山間地域においては一番大事なことはないかと私は思っております。そのためにも、やっぱり建設関係にすれば、そういう制度の改革をやってその企業に一流企業になってもらって、そこで雇用をいっぱい生み出してもらって、そういう対策をやるのが一番私は得策ではないかなと。そういう感覚で取り組んでいただければ、定住人口はある程度図れるのではないかと私は思います。

あと2つ目なんですけれども、6次産業化、これは今お答えいただきましたけれども、このみその販路の拡大なんですけれども、これもやっぱり現状では20トンぐらいという話は聞きましたけれども、これは人材によってはまずまずの商品になるかと思っています。特にみそに関しては抗酸化作用がかなりあると。放射能がいっぱいある現状において、そして世界的に騒がれている現況にあつては、このみその活用というのは、村は前もってこれは全然放

射能の予想も何もしないで、高齢化の対策のためにやった豆対策なんですけれども、今、放射能対策にも物すごく効果があるんですよね、このみそというのは。この前の議会でも質問したことがあるんですけれども、大豆サポニンとかポリフェノールとか、これはみんな抗酸化対応物質で、抗酸化作用があって、あらゆるがんのがん抑制になるという、これはデータ的にきちっと出ておりますので、これをうたって販路拡大をやれば、これは村おこしにつながっていくんでないかと。一日も早くそういう対策を、推進をやってもらいたいなと思っております。

あと、3点目の村営住宅でございます。これは前にも私もやりました。あと、蛭田議員もこの状態ではどうしようもないと、新宿地内が。新宿地内ばかりではなくて、私は一応新宿地内ということを挙げたんですけれども、宿の入から道少田、新宿、広畑まで、ここ5年、10年後に危惧される状態になっております。こういう対策事業というのをやっていかないと、本当に村の、これは中央ばかりと言う人もいるかもわからないけれども、メイン通りですから、これが空洞化したらばやっぱり村全体が物すごくさみしく見えるんじゃないかなと非常に感じるものですから、こういう対策事業というのは対策委員会をつくって一日も早く推進策をやっていかないと大変なことになるのではないかと思いますので、その点について再度お伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、最初の地場産業の育成であります。これも定住人口の確保、そして雇用の場所の確保ということで、とても大事な役目を地元の企業が担っているのは承知の上であります。こういったことで、工事を発注する場合にも、今道路の決壊等々で仕事がたくさんあるわけですが、これも事業の平準化等で、皆さんが上手に入札に参加できるような形で仕事の分散はしておるつもりであります。

ただ、余りにもこの仕事が多過ぎて、また村外にも業者の皆さん仕事を、県南建設事務所の要望とかがあるんですね。そういったことで、二、三年前にこういう事務がちょっと減ったものですから人員整理をやって、今はとても、急に募集してもなかなか集まらないんだと、そういう思いもあるようです。こういったことで、安定的な事業を、仕事を供給できる態勢づくりが必要かと今感じているところであります。そういったことで、地元の企業に役目を果たしてもらうには村も相当仕事の平準化、あるいは切らさないで見つける工夫も必要かなと思っておりますので、その辺、議員のご指摘のとおりでありますので、気をつけながら取り組んでまいりたいと思います。

次に、みそであります。これも東京農大のこの前の研修会の席上でも、ある先生から、みそはこういった放射能の体外除去にはとても有効な食材なんですよというお話をいただきました。こういったことで、みそは私たちの健康な生活において必要な食材であるということを知った村内の皆さんも少しずつ知ってきたのではないかと思います。こういったことを武器にみその販路拡大を担っていきたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。どんな形で放射能対策にみそを使うか、この辺、議員のご提案をいただきながら、ご提言をいただきながら指導していただければと考えております。

あと、空き家の対策であります。これも申し上げましたとおり、いろいろ空き家が出るたびに村では早速、所有者等に交渉に行っております。どうしても公営住宅が足りないものですから、今待っている皆さんが恐らく5組ぐらいいるのではないかと思います。こういった人にあっせんするために、できれば新宿地内を探したんですけれども、皆さんいろいろ事情があつてなかなか思うようにいっていないのが現状です。

ただ、幸いにちょうど村の中心地によく村で取得することができた土地もあります。ただ、この人も高齢者でまだ施設にお世話になっているんですね。この人が亡くならないと、やはりその人の思いがあるそうです。その人の生存中は取り壊さないでくださいと、亡くなったらすぐに取り壊しても結構ですからそれまで村で保管してください、そういうお願いの物件もあります。

こういったことで、商店街の景観形成上も空き家というのは、上手に利用しないととんでもないことになるなという認識はしております。こういったことで、ぜひ皆さんの力をかりながら、この空き家対策も商店街の振興あるいは村の定住人口の確保にも必要な施策でありますから、気をつけて取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今、みそのことで消費が進まないという答弁がありまして、これは、高齢者が塩分を控えているとか若者がなじんでいないという話がございました。高齢者の塩分というのは、NaCl といって食塩を使ったみそをつくっているから塩分が高くなるのであって、岩塩だとかそういうのを使えばまた変わってくるんだよね。そういう食の指導というの発信していくとまた変わるんじゃないかな。

あと、若者が離れているというのは、これは教育長さんもあれなんですけれども、教育の視点から、こういうものを食べるとこういうふうになるんだよという、こういう情報を発信

していく。まして、こういう放射能が出ているわけだから、こういうものに対しての抗酸化作用もあるんですよという発信をしていくと、若いお母さん方は今、放射能に対して物すごく敏感ですから、これがいいとなれば本当にやと思うんですよ。

だから、そういう発信の仕方も今一番大事なときなんだよね。そういう情報をどんどん流していただければ、またみその消費拡大につながるのではないかと思いますので、その点も再度質問して、この問題に対しては終わります。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） みその食材としての有効性を何かにつけて皆さんにお知らせする、こういったことに努めて、まめで達者な村づくりをやっている村だからこそその特色を出して、ご理解をもらって消費拡大を図りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） ここで午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５８分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 １時００分）

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

２番、宗田君。

○２番（宗田雅之君） 引き続き一般質問をいたします。

２つ目の子供たちの放射能対策について。

3.11以降、福島県全域に放射性物質が飛び散り、私たちに多くの心配と不安を抱かせ、特に子供を持つ親にとっては心労が絶えない毎日であると思います。村に住むだれもが一番知りたいことは、放射線は人体にどのぐらいの影響があって、私たちにどのような具体的な脅威が存在するのか、そして、もし一定のリスクがあるのならばどうやったらそれを避け、あるいは減らすことができるのかという点にあります。

そこで、村として、教育委員会として、子供たちにこれらのリスク解除のためにどのような指導をしているのか、村長、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の2番目の質問の子供たちの放射能対策についての質問であります。議員ご承知のとおり、本村の放射線量の値は比較的低レベルで推移をしております。しかし、原発事故の長期化に伴い、自身が受けている放射線量や身近な地域の環境放射線レベルの測定に関心が高まっております。特に、妊婦や子供を持つ親の不安解消が重要な課題となっているため、村ではバッジ式線量計を、中学生以下の子供が490個、妊婦の皆さんには25個を配付し、10月から測定を開始したところであります。第1回目の測定結果が来月初めには個人あてに報告になると思います。

本村の場合、これまで行っている放射線量測定結果を見ると、年間放射線被曝基準を超えない範囲となっていますので、身体への影響はないと思います。県では、県民の健康管理として順次甲状腺検査や一般の健康診査も年齢を拡大して行っていく計画ですので、村民の安心確保もできるのではないかと考えています。

放射線による具体的な脅威については、高レベルの放射線量を被曝した場合がんや身体障害などが報告されていますが、低レベルでの身体影響への報告は余りないようですし、研究もなされていないようであります。

放射線防護の方法は、一つとして線量の高いところから離れること、そして外出時の手洗いやうがいをする、また規定値を超える食べ物を食べないこと、そして放射線物質の放出情報に気をつけること、そして土やほこりがついたら除去するなど、日常生活に気を配っていただくことが大切かと思っております。また、がんを予防するような生活、特に禁煙等適正な食生活あるいはストレスのたまらない生活などがまずは効果的ではないかと思っております。

今後とも、正しい情報を広報などでお知らせしたいと思いますが、皆さん方も健康な生活に留意していただきたいと思っております。

あとは教育長にかかります。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 2番、宗田雅之議員の第2番目のご質問にお答えいたします。

震災に伴って起きた福島原発事故による放射性物質汚染の問題は、ご承知のとおり、福島県民に多くの不安を与えました。放射性物質は人間の五感ではとらえられないだけに、将来への不安を一層増大させております。

このような状況下、教育委員会では、まず子供への影響を憂慮しまして、小・中学校や青少年広場などの教育施設で、4月7日以降、毎日、環境放射線量を測定してまいりました。不安を少しでも解消するため、この測定結果を保護者に情報として提供し現在に至っております。この放射線量測定結果は、村内で1時間当たりの平均値で0.19マイクロシーベルト程度で、現在は少しずつ低減傾向にあります。また、保護者の協力を得まして、汚染物質が蓄積しやすい校舎外壁、雨どいや側溝を除染したり落ち葉を除去したりして、子供の外部被曝の被害を少しでもなくすように努めております。

また、内部被曝の問題に対しましては、正確な情報提供と指導の面から、子供の体内に放射性物質が入るのを防ぐように努めております。まずその第1は、学校給食の食材選びです。本村では、村長の指導もあり、食材には放射性物質がゼロのものを使用しております。また、保護者には給食だよりで放射性物質が検出せずと判断された地場産物を公表し、安心・安全を得ております。なお、2学期は3回学校給食を全部まとめて検査した結果、いずれもセシウムは検出されておりました。

次に第2の問題は、顔や手洗い、うがいなどの生活習慣の励行です。子供たちの活動は活発で、衣服や運動靴などの汚れからも体内に入るおそれがあります。そこで、知識として放射線を理解し、放射線から身を守る方法を副読本の活用を通じて小学生段階から順に指導してまいります。

なお、これまでの測定から推測し、本村の子供たちが1年間に受けるであろう被曝量は、文部科学省で定めた安全とする年間数値の1ミリシーベルトの48分の1以下と思われます。そういうことで、一応余り神経質になる必要はないかなと、こんなふうに思っております。

以上で2番目のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） この放射線の数量というのは年間1ミリシーベルトですね。これはICRP、国際放射線防護委員会できちんと決められている数字でございます。村の外部被曝量というのは、恐らく一番高いところでトータルすると年間0.65ミリシーベルトぐらいですかね。そうすると、内部プラス外部だと、1ミリシーベルトになるのには、内部被曝は0.35ぐらいに基準値に合わせるんなら持っていかなければならないということですよね。そうすると、今の食品に対する暫定基準値は500ベクレル、500ベクレルという暫定基準値の出し方というのは、放射線量が食品、食べ物に対して年間10ミリシーベルトですね、これは持ってきているのが。10ミリシーベルトというとても数字になってくるわけだけ

ども、これは、暫定基準値すれすれのものを毎日食べるわけじゃないから、極端な話、大丈夫ではないかという感覚で出している数字だと私は推定しています。

そこで、例えば内部被曝が0.35であれば、食べ物当たりの基準値を私ちょっと計算したんですけれども、暫定基準値で言わせれば大体18ベクレル以内ぐらい。今、教育長がほとんど不検出なものを使っている、ゼロと今おっしゃったんですけれども、ゼロのものは自然界にあるわけだからないのではないかと、それはちょっとあれかなという感じで私は受けとめましたけれども、そういうことなんだよね。

そうすると、そういうものに対しての指導、食べ物に対しての指導というのかね、これは教育現場でね、私が一番たまげたのは、12月の初めにテレビでやっていたんですよ。今の段階で、県の先生方を集めて放射能の勉強会をやっていますとテレビでやっていたんですよ。やりましたと。今の段階でこういう勉強をやって、そしてどれだけの認識を得るんだか私はわからないけれども、子供らを守れるのかという、一般論でね。これは見ていた方はいっぱいいると思いますよ。

だから、そういうきちんとした暫定基準値の出し方とか、どのぐらいの数量でどのぐらいの被曝があるんだとかというきちんとしたデータを子供らに、親たちに知らせてほしいし、それに対してのリスクマネジメントというんですか、そういうのを自分らできちんと確保して、どのような食生活をしたらいいのかと、そういう自己管理も必要だと私は思いますので、そういうデータを教育の現場で、あとは村のほうで出していくのもこれは大事なことになるかと思って、これを一般質問に載つけたわけなんですけれども、その件について。

○議長（前田三郎君） だれに答弁を。

○2番（宗田雅之君） 村長にお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の村民への指数の勉強会かと思いますが、これは、今ほど18ベクレルが1ミリシーベルトかという話ですが、ベクレルというのは放射線を発生する量の大きさなんですね。ですから、1ミリシーベルトに達するベクレルというのは18万5,000ベクレルが正しいそうですね。ですから、ベクレルという数字はとてつもなく大きな数値で、1ミリシーベルトとか1マイクロシーベルトと比較するとえらい大きい数値なんだわね。ですから、これの指導会は決して鮫川村ではやる必要のない低い線量の地域だとは思っている、個人的には。

ただ、知識として、1ミリシーベルトが18万5,000ベクレルの放射線量を発する物体と一

致するののかという、そういう数値、これは私も正確なお勉強会をしたわけじゃないんですけども、これは職員に指導してきました。二、三日後に、月曜日か火曜日に郡山市でお勉強会があるそうです。こういったところに行って、1ミリシーベルトとベクレルの正しい、ただ、これをイコールに結びつけることはできないそうですね。物が違うんです。だから、そういう数値の勉強会というのは難しいと思うんです。難しいというより、おおよそ知っていればそれでいいと思うんですけれどもね。

学校なんかではどういう指導をしているんですか、その辺を教育長に答えてもらえればいいんですけども、鮫川村の数値はとにかく年間1ミリシーベルトに満たない地域だ、そして高い木の葉でも3万ベクレルだということです。ですから、もちろん子供たちには、何もわざわざ、今、野山を駆け巡るような乱暴なことは、木の葉には放射線量が高いのがありますから気をつけてくださいよと言う程度で、3万ベクレルがそこで毎日生活すると何ミリシーベルトになるから危険ですよとか、そういう数値は果たして、それほど過敏に、神経質に子供たちに教育する必要があるのかなと、そういう思いではおります。

ただ、大人として、こういう半端な知識ではなくて、しっかりと放射線の専門家に聞いていこうと。文部科学省の役員が来るそうです。月曜日か火曜日か、これは地域整備課かな、その勉強会で質問していこうという指導はしておきましたから、その辺で皆さんにお知らせすることができるのではないかと思います。ただ、放射線量とベクレルは違う値だそうですね。それをイコールに結びつけるのはかなり危険だそうです。そういうことで、教育長、お願いします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） ご質問にお答えいたしますが、私のほうでも、あんまり細かい計算式を言っても、実際保護者の皆さんに理解していただけるかということ、本当に難しいだろうと思います。それよりも、保護者の皆さんのお声は学校にはほとんど入っておらないということを経理から聞いております。そのことよりもですね、今、村民の方々が村で食べているものが安心なのかどうかということだけを知りたいというのが希望のようでございます。

それで、給食センターでは17時間、かなり長時間、15分じゃなくて17時間程度の、学校給食を全部含めてそういうのを調査した結果、ほとんど検出せずということです。検出せずというのはセシウムが2以下でございます。ですから、500ベクレルはほど遠いもので、その検査した結果を給食日より等で全家庭に配付しておりまして、これをいただいていること。それから、前回課長のほうで測定しましたこちらですね、こういうことを常時流しております。

して、学校では特に心配だということは聞いていないというふうに聞いております。

なお、緊急時モニタリング検査の結果についても、鮫川産のものは、それから古殿産のものは全部安心だと。むしろ、測定した結果、安全だと言われるほかの都市のものよりは鮫川産のほうがはるかに少ないということで、給食センターのほうでもこうっておりますので、あんまり神経質になる必要はないのかなと思っています。

ただ、放射線の学習については、文科省の補助教材ができておりますので、これを私もさっと一読しましたところ、正しい知識、理解を持つということに主眼があるようです。全部悪であるという態度はとっていない。地球上にはそういう放射性物質を出すものがいっぱいあって、それがむしろ有用なんだというような記事もあるところから見ると、やっぱり一つの考えに偏ることなく正しい理解をしていく、そんなことで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私の質問の趣旨がちょっと悪かったのかなと思いますけれども、鮫川村の線量が十分算出できるのはわかるんです。基準値以下となるというのは私もわかります。ただ、そういうデータをきちんと網羅して父兄に知らせる。そうすると逆にこれはストレスにならないんですよ。きちんと情報を知っておけば、わかってくれば大丈夫だというのは、それはわかるわけなんですよ。

それで、今ベクレルとシーベルトを村長が答えてくれたわけなんですけれども、これは食品の500ベクレルの基準値、飲食物の年間10ミリシーベルト、これを逆算していったって、物、大体こんなぐらいになるのかなという感じでこの18というのを出したわけなんですけれども、こういう難しい数字ではなくて、要は暫定基準値のとり方というのは、年間私たちが食べる献立の365日分の、極端な話、10ミリシーベルトから逆算していったって500ベクレルという数字を出してくるわけですからね。それから比べれば、確かに毎日、暫定基準値すれすれのものを食べるわけじゃないから、まして線量までこの鮫川村は低いわけだから、安全だというのはわかります。わかるんですけれども、やっぱりある程度のきちんとしたデータを、きちんとした情報を、数値でも何でも流していくことによって安全な村づくりというのが可能になるのかなと。

そして、どうしても何ぼ大丈夫だよ、大丈夫だよと言われても、低線量に対するデータも何もないわけですから、どの学者も言っておりますけれども、低線量の安全性というのは確

証されていないわけですから、ならばきちんとしたデータを情報提供して、数値的でも何でも構わないですから提供することによって安心感を与える、そういうことだと思うんですよ。だから、そういう教育というのは、数値的にどうのこうのじゃなくて、やっぱりこれからやっていく必要があるんじゃないかと思います。

以上、2番目についてはこれで終わらせていただきます。

じゃ、3問目に移ります。風評被害対策について。

県内の一部の農家の米から国の暫定基準値以上の放射線量が検出され、県産の農産物は今まで以上に敬遠されるのではないのでしょうか。村の農産物も、線量が少ないといえども影響を受けることが危惧されますので、これらの対策としての汚染マップとこれらによるリスクマップ作成が大事であり、また出荷前に放射線検査を行い、その模様をネット上で実況し、結果をリアルタイムで公表してはいかがかと考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の3番目の質問の風評被害対策についてお答えを申し上げます。

風評被害につきましては、消費者側の価値判断であり、これらを払拭することが必須条件ではないかと思います。今までも風評被害対策として、「手・まめ・館」の首都圏を中心とした出店や、県のホームページによる県内市町村別モニタリング結果の公表など、逐次外部に向けて情報を発信してまいりました。

また、10月6日、放射性物質分析器が導入されましたので、「手・まめ・館」で販売する農作物につきましてはすべて分析しており、12月2日に「手・まめ・館」のホームページにアップしたところでございます。今は1週間に1回ほど更新をしております。もちろん前のを消さないで、10月にはかったのは何ぼ、12月は何ぼ、ただいまは何ぼという数値でホームページでごらんをいただけます。

また、10月25日からは村民の皆様からの依頼分析も実施しております。大字単位を基本として分析結果の傾向を公表してまいりたいと考えております。

議員ご提案のネットでの実況放映につきましては、今のところ、システム上の問題もありますので、これは実況中継ですから生中継です、今後の検討課題とさせていただきます。今のところ、しばらくは、結果公表につきましてはモニタリングの結果を毎週のホームページ上でごらんいただき、お知らせをしたいと思っております。

以上で、2番、宗田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） この汚染マップの作成についてちょっと答弁漏れしているのかと思いますから、再度お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 汚染マップは、今、土壌マップを、空中線量はつい先日、皆さんにお配りしました。これも月1回ほどはまとめて、新しい情報で公表して皆さんに配付したいと思いますし、土壌マップは今農林課で作成中であります。近々皆さんの手元に配られるのではないかと思います。来年の作付をめどにだそうですから、ご協力をお願いしたいと思います。3月をめどに、田んぼ、畑、大字別の線量のベクレル数というんですか、その数値を皆さんにお知らせして、作物の栽培にお役立ていただければと考えております。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 一生懸命この汚染マップづくりは推し進めていただきたいと思います。

これは、やっぱり風評被害対策にとっては、きちんとしたデータを公表するというのは私は一番大事なことになるのかなという感じがいたします。それに伴って、その汚染状況によってどの程度のリスクがあるのか、それもあわせて、もしできるのならば影響を、恐らく鮫川村の場合はないと思いますから、少ないと思いますから、それに対するリスクがどの程度あるのか、それもあわせて提出することによって、消費者は物すごく鮫川村のものに対して信頼していただけるんじゃないかなと私は思います。それもあわせてお願いしたい。

あと、インターネット等の利用なんですけれども、これは確かに一行政でやるというのは相当のお金がかかることなんですけれども、やっぱり1次産業がなくてはこの村は立ち行かないんじゃないかと私は思っております。1次産業育成のためにも、やっぱりこういう農家の方にいっぱい食べ物をつくっていただいて、安全・安心なものをリアルタイム、即時に消費者に向けていく、これが本当の対策ではないかなと思います。それについて村長にもう一度質問します。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、土壌の汚染度の公表であります、昨年も鮫川村の大字の土壌は10カ所やったそうです。一番高いところで、西野地内の700ベクレルが最高値であったということです。700ベクレルという数値は、限度値が5,000ベクレルです。これはセシウムですが、稲の場合には土壌中から10分の1を吸うおそれがあるということで、500ベクレルの

10倍で5,000ベクレルを基準値にして、5,000ベクレルを超えた土壌に対しては、これは作物をつくってはだめだと、稲は休みなさいという指導が去年はあったそうです。

それが福島市のほう、伊達市のほうもそうだったんですけれども、伊達地方であんなことになったのは、セシウムは粘土鉱物と仲よくなりやすい。それで、稲にセシウムが確認された土壌は砂地だったそうです。砂地が多い。ただ、たまたま伊達市で確認されたところは粘土地だったそうです。これはわき水を利用している、沢水を利用している。ですから、山に降った、木の葉に落ちた線量が水によって運ばれて濃度が濃くなったのかなど。要するに、5,000ベクレルを超して7,000、8,000ベクレルになった場合には、稲が1割吸収しても700ベクレルという数値になるわけです。こういったことでああいった手違いができたのかと思います。鮫川村も、沢水を使う地区が多いわけですから、これから十分気をつけて対応してまいりたいと思います。こういったことでも、土壌の汚染マップをつくるのがベストな方法かと思っています。

そして、消費者の理解を得られるのも、恐らく消費者は私ら生産者よりももっと放射能に詳しく、知識もあって、何ぼの土壌で何ぼ作物がつくられてどうのこうのというのは、恐らく過敏になっていると思います。こういったものも正直にホームページに立ち上げて、皆さんに即時お知らせする、そういったことで対応していきたいと思います。これがリアルタイムかという、あの土壌というのはそれこそ年1回ぐらいはかつてそれを公表すれば、それで事はなすのではないかと思います。こういったことで、4月ごろ早目に、こういった消費者の皆さんにも農家の皆さんにも汚染マップを提供して、安全な農作物づくりの基地として取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） これは、村にだけ流しているのではなくて村外にもどんどん流しているわけですね、村の現況をインターネットで。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） インターネットですから、九州でも北海道でも鮫川村のページを開いて、「手・まめ・館」を開いて、そうすると全部載っています。恐らくきのう現在の放射線量も載っていると思います。何をはかってどうだという数値はみんな、九州でも北海道でも確認できます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） じゃ、最後に要望します。

一応私も、この放射線の問題に対して、あとは定住化について午前中から質問いたしました。やっぱりこれから1次産業に対しては、みんなご存じのとおり、T P Pの問題も相当絡んでくると思います。やっぱりこういう施策に対して対抗できるのは安全・安心な、そして消費者が受け入れてくれるもの、これをつくるのが1次産業の、村の中山間地域の生き残り策だと思います。こういうものに対して今後とも、我々はもちろん、行政も一緒に取り組んでいくべきであると思いますので、ぜひとも村長さんを初めそういう対策を強く強くお願いいたしまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 今回の12月定例議会一般質問において、まず第1点の平成24年度予算編成についてお尋ねをいたします。

従来の行政事務に加え、新たな放射能汚染という危機・難題が生じ、予算上欠かすことのできない案件になることと思います。村民の生命・財産を守る確かな村づくりを進める上で、新年度の村政全般にわたる保健衛生関係、社会福祉関係、公共事業関係、農林水産関係、教育関係、商工関係の重点施策をお聞かせ願います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の平成24年度予算編成についての質問にまずお答えを申し上げます。

本村における平成24年度の重点施策についてであります。予算については、現在、各担当部署により編成作業が進められているところであります。まずは、東日本大震災と原発事故放射能汚染からの復興を目指す復興計画の策定であります。計画の骨子は、国の復興基本方針を受け、復興の3つの柱であります災害に強い地域づくり、地域における暮らしの再生、地域経済活動の再生計画であり、現在、3月策定に向け事務を進めているところであります。この計画に盛り込まれています事業については優先的に実施していく考えであります。

次に、その他の重点事業でありますが、第1に、きれいな村づくりが挙げられます。これは、現在整備を進めている舘山公園から今年度完成しました「さざり荘」までの景観整備を進めたいと考えております。

第2に、現在建設中の豊かな土づくりセンターの運営であります。その際の最大の課題であります放射能汚染の問題であります。徹底した除染を行うなど種々の対策を講じながら、所期の目的が達成されるように取り組んでまいりたいと考えております。

第3に、ヘリポートの建設であります。これは、ドクターヘリ等、緊急時にヘリポートとしての使用が可能な施設とするため運動広場に芝生を張るもので、運動場とヘリポートの両方を兼ねるものにしたいと考えております。

第4に、地域整備関係であります。道路の整備は、村道遠ヶ竜・戸草線の全線改良工事の完成であります。現在、今年度事業完成後の残り区間800メートルを平成24年度に実施すべく……をしているところであります。葉貫・唐露線の整備につきましても平成24年度から着手できればと考えております。簡易水道関係では、茅地区の整備を進めていきたいと思えます。定住人口対策としての公営住宅の整備につきましても、広畑団地に2棟7戸を建設し、平成24年度で全体計画を完成させたいと思えます。7戸できますと、現在6戸建設中ですから13世帯広畑団地に入ることになります。ですから、4世帯ふえるということです。

第5に、農林関係ですが、東京農大との連携をさらに深め、豊かな土づくりセンター研究棟を活用しながら、研究圃場での種々の実践の成果を期待しているところであります。また、戸別所得補償制度の活用につきましても、80%以上の成果を目指し、中山間地域等直接支払制度につきましても引き続き重点事業として取り組んでいくとともに、企画調整課と連携した「手・まめ・舘」運営の支援が挙げられます。さらに、食の安心・安全の取り組みを進めるため、農畜産物等を中心とした放射性物質分析の作業をなお一層充実してまいりたいと考えております。

第6に、今年度完成しました鹿角平クロスカントリーコースの利用を高め、観光牧場や交流施設ににぎわいをぜひ取り戻したいと考えております。

第7に、「さざり荘」を利用される方が村の商店街に足向け、商店の活性化につながるような施策を検討してまいりたいと考えております。

第8に、村民の健康づくりと国保税、介護保険料等の対策として特定健診等事業指導体制の強化を図って、村民の健康維持に努めたいと考えております。

第9番目に、民家の太陽光発電への助成であります。初めに述べました復興計画との関係

にもなりますが、自然再生可能エネルギー導入への村の姿勢をあらわすものとして事業創設を図ってまいりたいと考えております。

これらにつきましてはあくまでも概略でありまして、個々具体的な事業につきましては新年度予算として3月定例会においてお諮りいたします。ご理解とご協力をお願い申し上げ、1つ目の前田議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 新年度の予算、これは国会で議決されてから各市町村の配分が決まるまでに二、三カ月にかかるということは承知しております。ただ、国・県支出金ですか、使い道のわかるような交付金などは既に内示がされているというふうに考えております。地方交付税などもある程度は予想がつくんじゃないかと、それに従って担当職員がそれらに対しての編成を今続けておられるというようなことだと思いますが、その内示された交付金、それから支出金などの金額など、はっきりわかるようなものがあればこれをお示し願いたいというふうに考えております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の段階ではまだ内示等はございません。ただ、昨年度と比較しまして95%ぐらいの予算で予算請求をするように、事業計画を立てるように指示はしております。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 本村では大体依存財源が83.9%ぐらいになっていると思います。それらについて平成23年度当初予算の後では28億7,800万円というような金額で、実際は現在までに30億を超えているわけですが、次年度の予算の規模ですか、大体どのぐらいを見込んでおるのか、それについて。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前年度28億7,800万円であります。ですから、これの95%を掛けると27億程度になるかと思いますが、その辺でスタートをし、スタートは小さくても仕上げはしっかりと、国の有効な補助率の高い事業を選びながら、やはり35億、平成20年から大体もう村の予算は、平成20年当時は25億2,500万円でありましたが、実際には38億円の決算で終わっております。38億円、36億円、35億円と大体もう35億円以上が、きょうも皆さんに7,000万円近い補正予算を提案しております。これを合わせますと34億円になります。ですから、5年連続35億円を達成する事業実施となるわけです。これも職員をして、皆さん方が補助率のいい、10割の補助の事業を持ってきたからこそ、財源の乏しい村でもしっかりとした事業

振興計画ができるということでとらえております。

こういったことで、スタートは、生みは27億円ぐらいでも仕上げには38億円ぐらいの、35億円を超すような勢いのある村づくりをしたいなど、そう考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど各項目の重点施策ですか、それを村長から答弁がございましたが、今回の原発による保健衛生関係の診療所の運営体制ですか、これらの強化策なども進めるべきだというふうに考えておりますが、ご案内のとおり医師不足とか、なかなか本村の医療体系を強化するということは容易ではないかと思えます。これらについてぜひとも村長の強い指導力を発揮していただいて、本村の村民の健康を守るというような施策を進めていくべきだというふうに考えておりますが、それらについて村長の考えを示していただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の村の診療所の放射能汚染に対する、健康を守るための施策は具体的に新しいものはないかということですが、これは、管内の基幹病院といえますか、塙厚生病院の星先生という先生が、これは久慈の郷の施設長であります、福島医大の放射線科を出てきた先生で放射線に詳しいそうです。こういった基幹病院にそういった先生がいらっしゃるんですから、塙厚生病院の力をかりながら、管内の低線量での健康被害等の学習会やこういった健康対策を、星先生を活用しながら管内の子供たちの健康を守っていく、そんな提案をことは皆さんで考えようというお話し合いはしております。こういったことが診療所あたりにも波及し、村の子供たちの健康維持に努めてまいるように指導する考えでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 公共事業関係でございしますが、先ほどの豊かな土づくりセンター、堆肥センターでございしますが、平成24年度から供用開始体制に入ることです。前にも補正あるいは平成23年度の議案審議の中で雇用問題、採用問題ですか、それらについてもある程度の概要を示されておりますが、どのような雇用体系でもってやっていくのか、それから運営方法、それから、前にも申し上げたとおりでございしますが、公団組織にするのか、そういうふうなことについても重ねてお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番の前田議員のご質問の堆肥センターの運営と雇用関係であります
が、今のところ、堆肥センターには役場職員1人を配置して、その下で、今、放射線の測定
関係で半年間の臨時雇用対策事業がありまして、2人ほど雇用しています。こういった雇用
を継続できれば、この2人を上手に使えばいいのかなという思いもありますし、今、差し
当たり、4月になりまして3カ月ほど許認可の申請事業がございます。これで、実質営業
は恐らく8月以降になろうかと思いますが、こういった時期で、完成した暁にどのぐらい人
材が必要か、あるいは今の臨時対策で、国での臨時雇用対策で使っている職員をそちらの金
で半年間使えるわけですから、それを利用しながら逐次検討して、恐らくあそこのセンター
には3人ほどは必要ではないかと思います。

こういったことで、今のところ仕事の概要がなかなかまだつかめないんですね。堆肥を入
れてそれを攪拌して完成するまでどのぐらいの行程が必要だか、その辺、逐次現場の職員と
相談しながら配置を考えてまいりたいと思います。運営は、差し当たり村でなくて「手・ま
め・館」に管理委託したいなと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 公共事業として村営住宅ですか、広畑団地、今建築されて、また平
成24年度にも7戸の建築を図るというような答弁がございました。それらについて、その7
戸を増設するということは既存の建築物を撤去してというような意味かどうか、その辺は。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 平成23年度の事業で3戸ほど取り壊しました。あと、残りを来年度取
り壊しまして、そこに新たに7戸の建設ということであります。都合9世帯が入居されてお
りましたが、平成24年度に完成しますと13戸の世帯が入居できる広畑団地になります。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 前回の質問でもって、省エネ対策ですか、それに対しての太陽光温
水器とそういうふうな施策を講じるというような答弁を村長もされておると思いますが、そ
れらの構想などがあるのかどうか。また、「ひだまり荘」の村有地ですか、あるいは分譲地
というようなことで、その際に売れ残った場合には村営住宅を建てたいというような答弁を
されておりますが、「ひだまり荘」の分譲地のPR、それから売却見込み、それから売却し
なかった場合には平成24年度にどうするかというような計画をされているのかどうか、それ
についても。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の再質問であります。まず最初に、再生可能エネルギーへの転換を鮫川村は図っているんだからそれに補助金出したらええべという話で、これは前回たしか前田議員からの質問だったかと思います。これで、国の考え、県の考えもそのようですから、国、恐らく県は1割ぐらいの補助を出している。ですから、村はその2分の1、県の半分ぐらい出していくような思いで、今担当は地域整備課。ですから、国の2分の1、そういうことで指示だけ出しておきます。ぜひ新年度の予算にはご同意をお願いしたいと思います。

あと、水力発電とかそういうのは、また随時その都度考えさせていただきたいと思います。

あとは、「ひだまり荘」の分譲地の今の売れぐあいなんですけれども、1カ所売れたには売れたんですけれども、その売れた土地が今度の4月17日の災害でひびが入ったんですね。買い主が少し怖がって、こういうひびが入る土地で果たして地盤がしっかりしているのかという思いがあって、なかなか踏ん切りがつかないようです。3年間の猶予期間がありますけれども、もしかして辞退するのかなと。お金はもらったんですね。ですが、3年間だけ猶予期間がありますから、3年間建てなかった場合にはお互いに白紙にするということですから、お金は村のほうでお返しするような形になると思います。

そういったときに、そういった評判が立ちますと一般住宅には無理かなと、そういう思いを私自身持っています。ですから、あそこを公営住宅にしまして、新しい分譲地はまた、これも、お客さんができてからではなくて何とか事前に確保しておきたいなという思いがあります。1カ所、今、森林管理署の鮫川出張所というんですか、あそこの前に1戸ぐらいの分譲予定地があります。そこにこのひび割れ、正直言って、ひび割れたところを買ったのは戸草の関根君ですね。この関根君に、どうだべな、あの辺で代替地としてというお話はさせていただきましたが、まだ本人の快諾はもらっていません。

ですから、そういったことで、もう少し日当たりのいい、安全な平場で皆さんが求めているような土地がないのかなと、そういう思いで今検討しているところです。真坂あたりなんですけれども、なかなか土地の所有者が言うことを聞いてくれなくて、余り売りたくないような顔をしているから困ります。ですから、皆さん何かそういった候補地が、もちろん中野地内でなくても東野でも、また青生野でも結構です。それで、分譲地に向いているような土地がございましたらば情報提供をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 新エネルギー助成ですか、それが県と村で15%ぐらい出るというふうなこういう前向きな姿勢、ぜひこれを村民に普及していただきたいというふうに考えておりますが、その水道ですね。さっきのアンケートでもありましたように、水道事業が今度の水源の枯渇とか出が悪くなったとかというようなことで、一番大事な飲み水の確保のために、茅ではある程度計画されるということでございます。

ところが、前回のアンケートにもあったように、東石地区などもかなり普及率が悪いということで網羅していない地区があります。それらのアンケートの要望でも村全体で50%を超えておるということでもありますので、ぜひとも1カ所に限らず、要望の強いところに優先順位を見つけて、それでもって網羅していただきたいというふうに考えておりますが、それらについて村長に。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員のご質問の水道関係であります。まず鮫川村の水道の普及率は全国にも誇れる42.5%です。こういった数字は恐らく全国最低の数字ではないかと思えます。こういったのをぜひ解消しなければならないと思えます。落合、そして茅が供用開始をしますと50%にはなるのではないかと思います。次に予定されておりますのが草牛地内であります。草牛地内も、やっぱり前回のアンケートの結果、水が不足しているような生活をしているようです。次に、今度皆さんから東野の関係が多かったわけなんです、とりました結果でありますから、早目にこの茅、草牛、寅卯平地内ですね、終わり次第に引き続き東野の水道工事関係に入らせていただきたいと思います。

ただ、その前にもう一度しっかりとアンケート調査が必要ではないかとも思っております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 続きまして、農林水産関係でございますが、現在、中山間地域等直接支払制度、鮫川村は約1億2,000万円近くの調整金をいただいております。これらについて、これは本村では欠かせない財源、各農家の収入源となっておりますので、ぜひともこれは続けてもらいたいというふうに思っているわけですが、今、戸別所得補償の達成率、先ほど80%を達成したいというようなことでございましたが、これらに向けての推進策についてお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、11番、前田議員のご質問の戸別所得補償の前に中山間地等直接支払制度であります、これは鮫川村の最高時が平成21年の1億2,500万円でありました。それが平成22年には何カ所か脱落しました。これは事務が容易でないというのが一つの地区であり、あともう一つの地区はお金の使い方が、全員で協議していなくてごく一部の役員だけでもって運用したというお話があったそうです。この辺、指導に入りまして、1カ所は片づきまして、やはりお金を使うときには全員協議会を開いてという指導で納得したようで、ことしは恐らく1億2,000万円近くになるのではないかと思います。

こういったことで、他の地域と違いまして所得の少ない地域でありますから、当然こういった地域のために創設された事業でありますから、もうすべての地域が加入できるような体制をしいていきたいと思えます。事務の容易でない地区には職員が張りついてでも加入させたいなと、そういう思いでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

あとは戸別所得補償ですが、昨年がひどかったんですね。戸別所得補償制度に入るのには減反の達成率が100%でないと入れないのです。鮫川村は100%に当然なったと思ったら違うんですね。個々別にしますと村全体では120%ぐらいになっているんですけども、個々に直しますと52%ぐらいですね。あと48%の人が未達成の農家であったということです。これを今度は共補償制度みたいな制度をつくりまして、村で皆さんの足りない分を余っている人からお世話をしてやる。村が仲介に入りましてそういったお世話をしたところ、80%近いという数字であります。

この数字は職員が大変苦勞してつくった数字で、これは評価しております。実は昨年は2,400万円でした。鮫川村では6,000万円ぐらいもらう力があるんです。それが2,400万円しかもらえないのは職員が悪いと気合いをかけまして、職員が悪いんじゃなくて、農家の人が達成していないから遠慮したということです。それで、ことしは村で未達成の皆さんには相談に応じますよという文書を回したところ、皆さん加入してくれました。80%です。ですから、恐らくことしは戸別所得補償と変動相場も、去年は1万5,100円でしたか、ことしはそれほどに上がるとは思いませんけれども、去年は合わせまして6,000万円ほど村に来ました。恐らくことしは1億円を超すのではないかと思います。そういった思いで、ことしの80%は職員が大分苦勞して鮫川村の農業のために頑張ったということで、これは称賛してもいいのではないかと思います。こういったことで積極的に、来年は100%を目指して取り組みをさせていきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 村に収入を得られるもの、これはやはり指導力を発揮していただいて、十分にこれを推進していただきたいというふうに考えております。

それと、予算編成上、行政事務を管理してその意思を決定、それから表示する、そういうような予算をつくる権利を持っているのは村長であろうかと思います。知事や市町村長はそういうような特権がありますので、どうかこの指導力を発揮して、職員に優先すべき事業を、まだまだこれから編成段階に入っていくわけですので、村民の真っ先に要望するようなそういう予算づけを3月までに我々に示していただいて、我々も十分それを審議、議決して村長に執行してもらうというような方法で、村民優先の予算編成をお願いしたいというふうに考えておりますが、それらについて村長の所信をお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の予算編成に当たり村長のリーダーシップをとれというご指導であります。鮫川村は基幹産業が農業の村であります。農家の皆さんの元気が村の元気につながるのではないかと思いますので、その辺、農業政策を中心にしっかりと意欲を持って農業生産活動ができる、そんな村づくりに精を出していきたいと思いますので、どうぞご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 続きまして、2点目の平成23年度事業、予算の進捗状況についてであります。これは12月15日までの現況をお示し願いたいというふうに考えております。

○議長（前田三郎君） 村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の2つ目の質問、平成23年度事業、予算の進捗状況についてのお答えであります。

本村の平成23年度事業、予算につきましては、それぞれ議決いただきました内容に基づきおおむね順調に事業の進捗を見ているところであります。12月15日現在の主な事業の進捗状況であります。まず総務課関係の事業であります。今年度、村消防団の団旗、分団旗の新調、小型動力ポンプつき積載車2台の更新をいたしまして、9月に行われました秋季検査の際、披露いたしましたところであります。

住民福祉課関係の事業であります。住民健康診査は既に終了し、特定健診の受診率は全体で59.2%、前年対比1.8%ほど伸びております。新規事業の在宅高齢者お助け事業は、社

会福祉協議会に委託し順調に成果を上げております。子ども手当支給事業につきましては、6月－10月期合わせまして4,702万1,000円を支出しております。子ども医療費助成事業では、現物給付で乳幼児、児童を合わせまして496万485円、償還払いでは合わせて134万4,193円を支出しております。障害者福祉事業では、自立支援給付費、自立支援臨時特例基金給付費を合わせまして4,815万317円、たんぼぼの家運営費補助金110万円を支出しております。

次に、企画調整課関係の事業であります。東京農大との連携事業ですが、11月に農大実践総合農学会を本村で開催したところであります。今後の村づくりにとりましては大変有意義な農学会であったのではないかと思います。

今年度の新規事業であります生活路線バス維持特別対策事業、これは通学定期券の補助事業ですが、村営バス「あおぞら」が5名、福島交通宝木経由の石川線が8名、埴・鮫川線に2名の合わせまして15名に対して通学定期券の補助を行っております。携帯電話不通話地域解消事業としての移動通信用鉄塔施設整備事業ですが、今年度、前折戸地区に新設を整備する計画で、これまで進入用の工事が完了し、間もなく12月21日に設備本体の発注を行い、3月完成の予定で事業を進めているところであります。

緊急雇用基金創出基金事業ですが、舘山公園の草刈りの作業をシルバー人材センターに委託し、11月末に完了しております。ふるさと雇用再生特別基金事業では、加工食品開発、販売推進事業、読書活動、ICT普及事業などを3月までの期間で委託契約をし、順調に成果を上げておるところであります。鹿角平クロスカントリーコース整備事業につきましては、9月に竣工いたしました。現在、関連施設の整備を進めているところであります。地籍調査事業につきましては、大戸中第4地区の測量委託、現地調査が完了し、現在、閲覧の準備中で進捗率70%、青生野区大字の創設は10月1日に完了しております。

次に、農林課関係の事業であります。有機の里づくり事業で、有機農業指導業務委託は年間を通した委託で70%の進捗率、その他、水稻、大豆、野菜等栽培研究につきましては完了しております。大豆の振興対策事業、大豆生産奨励補助金等につきましては、1月までに補助金を執行する予定であります。中山間地域等支払事業では、1月に73集落に対して補助金を交付する予定になっております。豊かな土づくりセンター建築工事につきましては、東日本大震災の影響で、第1期工事の総事業費1億3,554万円のうち8,514万2,000円を事故繰越として事業を進め、さらに今年度、第2期工事分として8月に着工し、12月現在で80%の進捗率となっており、年度末の完成を目指して施行中であります。

次に、地域整備課関係の事業であります。県単林道整備事業の林道上大塩・見渡線改良工

事は完了しております。ふるさと林道緊急整備事業、酒垂・宝木線の平成23年度分の事業につきましては、7月発注で3月完了の予定となっております。草木地内基幹的産業道開設事業は、11月に工事を発注し、3月完成で進めております。村道遠ヶ竜・戸草線改良事業は、8月に発注し、3月完了予定で進捗率60%です。

今年度新規事業であります美しい村づくり事業、不法投棄物回収業務につきましては、渡瀬地内のライフサポートに委託し、村内幹線道路の環境美化作業を12月末まで実施する予定であります。さらに、新規事業であります鉾木田水源地周辺国有林購入につきましては、森林管理署の理解もあり既に完了しております。合併処理浄化槽設置事業につきましては7基が終了しております。これは15基計画したんですね。ですが7基で、ただいまのところ50%の進捗となっております。村営住宅建設事業、広畑団地建てかえ事業につきましては、8月に発注し、3月末の工期で現在まで進捗率70%となっております。落合給水施設整備工事につきましては、3月完成の予定で順調に工事が進捗しております。

教育課関係の事業では、公民館のキュービクル受変電設備入れかえ工事が1月中に完了予定です。歴史民俗資料館の外壁の補修工事は現在工事中であります。12月中に完了の予定となっております。体育施設関係では、村民運動場トイレ設置工事が9月に完了しております。富田村民体育館の屋根の塗装工事につきましては、12月中に完了の予定であります。ソフト事業であります生涯学習や学校教育関係事業につきましては、計画された事業は順調に執行されておるようであります。

さらに、東日本大震災に伴う災害復旧事業ですが、鮫川中学校復旧工事及び体育館の地盤復旧工事につきましては、7月に着工し、2月完了を目指してただいま工事中であります。卒業式には体育館で十分卒業式が挙行できるのではないかと考えております。高齢者総合福祉センター施設災害復旧工事につきましては、7月に着工し、工事が終わりました10月に完了しております。交流施設災害復旧工事につきましては、7月に着工し、8月に完成し、今事業を再開しております。

このように、ことは各事業ともおおむね計画どおりに進捗しているのではないかと思います。

以上、平成23年度事業の進捗状況についてお答え申し上げます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 進捗率を今聞きました。おおむね順調に推移しておるということでございます。ぜひとも執行者として十分目を届けて完成していただきたいと思います。

次に、３点目の原発事故についてを質問いたしたいと思います。

村民の健康保全と放射能への環境整備についてお聞きしたいと思います。

先ほど各議員さんから一般質問で同趣旨の質問がございました。その中での村長の答弁の中で、国・県での認定以外の損害額の積算、それから請求手続などがあるのかないか。行政側としての東電への損害賠償ですか、国・県で認定するものについては二重請求はできないというふうに考えております。それ以外に行政側としての損失額があろうかと思っておりますので、それらについてあるのかないかをまず最初にお伺いしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） まず、今度、文部科学省のほうだと思いますが、汚染状況の重点調査という調査がございまして、この調査におきまして重点調査地域に指定になりますと除染費用が出るようであります。ですから、鮫川村は堆肥の線量の高い地域とか空間線量も0.3マイクロシーベルト以上の地区がございましたから、その辺を上げておりますから、この指定になれば当然、東京電力に環境庁を通じて請求することができるようになると思っております。

ただ、心配なのは木の葉の除染であります。木の葉の除染は、これは年間の放射線量が1ミリシーベルトに満たない地域には補償しない、補てんしないということになっています。これは補てんされなくても、私は、鮫川村は前向きに自主財源でもやるべきだということで、申しわけないですけども、先走って除染作業をやらせていただくということでもあります。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 今の答弁は東電側への請求のあれですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） はい、これは環境庁を通じて東電側への請求になります。私が直接じゃなくて、村が直接じゃなくて、環境庁を通じてです。私は、今回の原発事故は国策でいいと思うんですね。東京電力にわざわざやると、相手が民間なものですから出し鈍ると思うんですよ。それよりは、私の考え方は、原子力産業というのは国家事業なんだと。一つの企業で責任を負うような事業じゃないんだから、すべて私は国に請求しますよという、私は自分で、どこに行ってもこういった持論で話しております。ですから、東京電力への請求は個人的な畜産農家とか商売での請求はよろしいにしろ、村ではそういった考えで、請求を国・県に向けて発信していきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 村長の考えは今聞いたんですけれども、さきにも言いましたように、国・県で認定したものはこれは認めると。ところが、それ以外のものは認めないということをはっきり言っているんですよ。

それで、私の考えとしては、これは当然東電に請求するものはすべき。例えば堆肥センターというか、豊かな土づくりセンターでの落ち葉さらいですか、これは既に20トンぐらい集めておるということでございますけれども、それらは問題があるかないか、多分あると思うんですよ。そのほかに大変な経費がかかっているはずなんですよ。今度の事業、あそこの堆肥センターの事業を進める上においてもかなり余計な経費がかかっているんじゃないかというように考えておりますし、村全体で行政経費として支出している分、多分、村独自の補助金10万何がしずつも水道事業から、それから家屋、そういうものに対しても、これは果たして国が認めるんだか認めないんだかね。

これは別に村で、地震の割合からすると確かにみんな認めてもらえないかもしれないけれども、3月13日以降ですか、屋内退避でもって生活費も取れない、それにかかわる行政側として村民の生命確保に要した経費、それからいろいろな農作物の試験とか、そういうものに対する経費とかもかなり職員の方々は浪費されておると思います。そういうものは当然これは東電側に請求すべきものだし、東電に請求して東電がしり込むようなことになれば、これは弁護士さんで訴訟を起こしてもいいんだしね。それをやって東電が出さないということになれば、それは政府に、国・県に請求すると。その前に住民が大変であれば村の基金を崩して立てかえ払いをするとか、そういうことはある程度順序を踏んでやるべきだと思うんです。東京電力がやったんでは不安だから金を持っている国にとっても、国のお金はみんな税金なんですからね。これは当然そういう試算は事務的に進めて積算すべきだと思うんですよ。そういうことで積算はしていないんですか、まだ全然やっていないんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） すべて損害は国に請求しますし、国が払わないときには東京電力に、差し当たりこれは、私は、原子力産業というのは、国家事業なんだから国の責任だということで、基本的にはそう思っています。ですから、今度の落ち葉も校庭の除染の後片づけも、恐らく500万円ぐらいになると思います。こういった費用はすべて国に請求しますし、国が払わないときには東京電力に請求してまいりたいと思います。まず、一銭も欠かさずにどちらかには請求していきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 今、大体皆さん承知のとおり、東京電力はいずれこれは成り立たないと。国でもって、全部国営でもって運営するしかないというふうな、当然これはそうなるんじゃないかというふうに予想されるわけですね。だから、最終的には村長の言うことが当てはまるかなというふうには思いますけれども、国で認めないものは出さないと言っているんですからね。これは、それ以外のものは東電に優先的に請求すべきだと思うんです。そうなった場合はどうなるんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、11番、前田議員の再質問であります、国が払わなかった場合には、必ず東電には直接持って行って請求書を置いてきます。

あと、先ほどの住宅の被災ですが、村では20万円が限度で50%、そういったことで支援しましたが、これは国庫補助が2分の1あったということです。ですから、600万円ぐらいは国庫補助金で来ました。あと残りは特別交付金で恐らく見るんでしょう。そういうことです。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） それから、今、復興特区が認められましたね。それで、14日ですか、多分、県のほうで説明会があったと思うんですが、鮫川村は該当外なんですか。そのような通達はなかったんですか。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木治男君） いわゆる復興特区の今回の趣旨、目的がこちらまで及ばないという内容になっております。幾つかの事業を抱き合わせてやっていく。例えば港湾が壊れ、さらに住宅あるいは商店街が壊れたと。そういったものは各省庁の事業にまたがっていくわけですね。それを特区で一括して認めるというのが今回の特区の趣旨でありまして、本村では、いろいろ検討いたしましたが、該当する事業はないということでございます。

それからもう一点ですけれども、先ほどの今回の震災や原発に対して鮫川村で負担した金額に対する補てんといいますか補償であります、そういったものも全部細かく出しまして、県を通して国に出しております。今回、一昨日入ってきました特別交付税に1,448万8,000円入っております。今回はそういう程度であります、引き続いて入れてきますので、3月末の交付税ではまた加算されて入ってくるというふうに思っています。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 以上で終わります。

○議長（前田三郎君） ここで10分間休憩します。

(午後 2時25分)

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時34分)

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 本日、一般質問の最後に登壇いたします星でございます。

今定例会で2問ほどお伺いするわけですが、先ほど来の議員の質問にかなり多く答弁されておりますので、その部分は割愛していただいても結構でございます。私の意図するところを皆さんにお聞きしていただきたいと、そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

原発事故と今後取り組む課題についてでございます。

3.11事故から既に9カ月が過ぎました。いまだに復興への指針が示されない中で、予備調査、本調査の段階において県産米は安全であるとの評価によって各地で農産物の安全PRのさなか、福島市大波地区を初め、相次いで暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されてしまいました。原因はともかく、消費者に一層の不安を与えてしまい、県民も失望する結果となりました。2万戸を超える出荷自粛要請、全戸調査を行う報道がされております。幸い本村は再調査の枠から外れておりますが、ホットスポット的な高い地域もあり安心はできませんけれども、農家みずからが道を開き、行動しなければなりません。今後のさらなる除染を含めた村の対応と地域への指導について伺います。

1つ目、村内の汚染マップ作成について。

2つ目、放射性物質分析機器による今までの検体数と内容について。

3つ、村で委託の木の葉は仮置きするとの回答でございますが、各家庭、地域での木の葉の処理についてお伺いをいたします。

4つ目に、3.11あるいは余震における道路の補修状況、これについてまずお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7 番、星一彌議員の原発事故と今後取り組む課題についての質問にお答えを申し上げます。

村内の汚染マップ作成についてでございますが、先ほどお答えしたとおり、3月をめどに作業を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、放射線物質分析器による今までの検体数と内容についてでございますが、10月6日に分析機器が入りまして、10月7日から分析を開始したところであります。12月9日までの分析数が641件となっております。これらの中身は、野菜、果菜が23%程度、根菜類が22%、穀類が19%、その他、給食、果汁、キノコ類、野菜、土、落ち葉等となっております。

今まで測定した結果で見ますと、作物類で国の暫定基準値を超えるものは乾燥シイタケの1件しか出ておりません。分析に当たっては、村民の皆さんからの依頼による分析を15分、検出限界値が20ベクレルであります。「手・まめ・館」での販売物は1時間で8ベクレル、学校給食食材は8時間から24時間かけておりまして、検出限界値を限りなく1ベクレルに近づけております。

今後、村民の皆様の依頼分、大豆、エゴマ、土壌、落ち葉等を順次分析していきたいと考えております。新たに2基の分析機器が導入されますので、村民の皆様にはぜひ多くの検体を分析されるようお願いするところであります。

次に、落ち葉等の処理についてですが、先ほど関根政雄議員の質問にもお答えしたとおり、土づくりセンターの堆肥製造に使用する落ち葉につきましては、毎年採取する予定地につきまして、過日、老人クラブの代表者会議を開催し、本年は除染目的で収集をお願いしたところでございます。これら収集した落ち葉につきましては、放射性物質の含有量調査の上、汚染物質廃棄物の仮置き場へ搬送する考えであります。各家庭、地域での落ち葉につきましては、放射性物質の含有量によりまして分類する必要があるのではないかと思います。国の指針も精査の上、わかりやすく整理し、村民の皆様にお知らせをしたいと思います。それまでの間は、宅地から離れた場所に仮置きをしていただきたいと思います。

以上で原発事故と今後の取り組み課題についての質問のお答えとさせていただきます。

〔「4番」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 申しわけありません。

次に、地震による道路の補修状況についてであります。3月11日の東日本大震災及びその

後の余震により被災した箇所数は、村道関係は17路線で26カ所、林道関係は4路線で10カ所、復旧に要する経費は国による査定の結果8,300万円であります。

ご質問の道路災害復旧工事状況ですが、村道関係の半分13カ所と林道関係の10カ所すべてを8月9日に入札し、発注しました。完成期日が、早い箇所は10月上旬には完了しています。現在完成していない林道関係2カ所のうち、林道大戸中・松倉線ののり面掘削と舗装復旧工事は、完成期日が12月26日であり、間もなく完了する予定であります。残りの林道前沼・八斗蒔線ののり面掘削工事は、9月20日、21日発生の台風15号の豪雨によりのり面の崩落が拡大したため、再度国の査定を12月14日に受けて事業費が決定されました。現在は工事を中止しておりますが、事業費が決定したので工事を再開する予定であります。

未発注の村道関係13カ所の内訳は、舗装復旧工事が12カ所とのり面の掘削工事1カ所が残っています。舗装工事は、外気温が低い1、2月は施行できません。来年3月26日を完成期日として、12カ所のうち6カ所を21日に入札を予定しております。一方、のり面掘削工事の村道山口・官代線は冬期間でも施行できますことから、工事期間を確保するため11月18日に発注し、完成期日は平成24年3月23日となっております。村道関係の舗装工事に残っている6カ所は、来年4月以降の早い時期に発注してまいりたいと考えております。

以上で道路関係の質問にお答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） ただいま村長のほうから説明をいただきました。その中で何点か再度お聞きしたいと思いますが、汚染マップ、これは空間放射線量ですか、これは各家庭に配付されております。その中をちょっと見ますと、どうしても郡境というか町村境のほうが放射線量が高いのかなというふうな気がいたします。それで、今、土壌汚染のほうは作成中ということで先ほど報告がありましたけれども、当然、空間放射線量と土壌の汚染量とを一体化したようなマップができると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質問であります。空間線量と土壌の線量は一致しないそうです。ですから、もちろん空間線量の高い地域は丁寧に箇所数をふやして測量するとしても、空間線量と土壌線量は別な図面上で皆さんにお知らせをしていきたいと思います。

ただ、作物を栽培する土壌ですから、恐らく皆さんの必要な時期は3月以降になると思いますので、その近辺のほうがいいのかな。今はかっちゃうんじゃなくて間近に、土壌ですから恐らく表層から何センチなんでしょう。はかり方、その辺は担当課より説明をいたさせま

す。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（森 洋君） ただいまの質問にお答えをいたします。

土壌マップにつきましては、現在、測点等を精査しまして、主に農地を中心に土壌のベクレル数で表示したいというふうに考えております。土壌の採取につきましては、既に県とかが国で土壌採取をしておりますので、再度、基本は15センチ耕起深ということで考えておりますけれども、この辺、県・国の基準と合わせた形で土壌を採取してまいりたいというふうに思っております。

ただ、時期的に1月、2月は冬季に入りますので、できれば土壌採取だけは早目にやりたいなというふうなことで、今、測点と地権者の皆様へのご承諾について、まず測点をどう詰めていくかということで作業に入っている状況でございますので、ひとつそういう場合は村民の皆様のご協力をいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 私も放射性物質の濃度分析に5点ほど出してみました。それで、多分きょうは土壌のほう、いわゆる土のほうを計測しているのかなと思いますけれども、今まで出した4点を見ますと、実は文科省で出した放射能検測装置ですか、あれを私は借りまして、うちばかりではなくあの近辺をはからせていただきました。そうすると、1時間あたりにしますと0.2から2.3マイクロシーベルトぐらいいは庭であるんですね。そうすると、単純な計算をしますと、私は計算は弱いほうなんです、1ミリシーベルトというような簡単な計算でいくと思うんですよ。

それで、私の坪庭にある木の葉を実際におとといはかつてもらったわけなんです、その結果、落ち葉でヨウ素はNDでセシウムで2448と、こういう数字が出ている。村の分析からすると比較的低いのかなという感じはします。ですけれども、小さい子供がいる影響もあって、なるべく屋敷の近辺を重点に土の測定、あるいはギンナン、干し柿と、こういう辺で周りを全部検査をお願いして、大体はNDに近いというような数字でございますので、ほっとしているというか、これからの問題は、落ち葉の側溝に落ちた分が非常に濃度が高いです。ですから、今後、来年でありますけれども、村の道路愛護、その辺でいきますと、塚本地内というのは物すごく木の葉が道路に掃きたまっているというような場所でもありますので、そうした場合にはどういう対応をすればいいのか、その辺、村長のほうからお考えを伺いた

いと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の落ち葉の除染作業であります。今回、高齢者をお願いしたのは、来年度の落ち葉の使用に困るから皆さんに除染活動をお願いしますということでありましたが、子供たちの生活する場、私たちが頻繁に移動あるいは足に使う場所の木の葉は、これは当然除染の対象になります。

それで、ただ除染したものをどうするんだという、今度の木の葉の除染作業とは別に対応をしていきたいと思います。一つは、8,000ベクレルを超した落ち葉も恐らく出るのではないかと思います。そういった側溝の中の落ち葉ですと、恐らくそういう数字になるのではないかと思います。そういったときには国の指導で保管しますし、8,000ベクレル以下のときには村の仮置き場に持っていくことができるのではないかと思います。

そういった方法は後日皆さんにお知らせするけれども、特に今ほど星議員が話されました塚本地内は、県道沿いにも随分落ち葉のたまりやすい場所があるんですね。あの辺はぜひ除染をお願いしたいと思います。これは最終的には、私はシルバーの皆さんを使って道路上の木の葉のたまりやすい場所の除染作業はすべきかなと、そう考えております。もちろん、地区の皆さんがボランティアでやっていただけるのが一番よい方法であります。そんなおねだりもできないのが現実ではないかと思います。その辺、除染状況を見ながら、山の除染が終わり次第、そちらの除染作業に入らせてもらいたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 先ほど村長が答弁の中で、あれは関根議員の質問の答弁の中で、木の葉の除染はことしは、完全にという言葉ではなかったんですが、極力片づけたいと。それが来年のいわゆる汚染状況に影響するんだという言葉を出しておりましたから、当然、今まで高齢者の皆さんが比較的側溝の付近から集めた木の葉がかなりあったんじゃないかなと、こう想定されますけれども、ことしからはその部分が消えるわけですから、ボランティアあるいはシルバーセンターの方々にある程度除染活動をやっていただくというふうにやるべきだと思います。そういうことでひとつお願いをしておきたいと思います。

続きまして、道路関係のほうなんです。先ほど補修状況は説明をしていただきました。ただ、道路がひび割れの状態でまだ放置されている場所があるのかなという感じはしています。特に舩田・西山線と松ノ入・岫長線ですか、その辺がまだ地震でひび割れた状況にある

ということになりますと、これから冬に凍結する、あるいは雪がその溝に入っていくということになると、大きな災害ということも予想されますので、その辺の取り組み方についても一度お願いをいたしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 詳細にわたりましては担当課より説明をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） ただいまの質問なんですけれども、これから発注する分ということで先ほど村長のほうから説明があったかと思います。7カ所ですけれども、その箇所の中には今出ましたけれども岫長・塩倉線が含まれております。それから、中沢地内、それから田尻地内、それから名下、お墓の手前のほうですね、そこと、それから中沢地内、先ほど出ましたけれども、田尻から入ってくる中沢線の部分と中沢から降田に行くところの部分がこれから発注になります。

ですから、冬になってしまいますので、掘削して舗装をむいて置いておく余計に段差ができますので、準備をして道路にカットを入れて、その状態で2月の下旬までは置かれるのかなと。3月の頭に表層をむいて舗装をかけるという順番になろうかと思います。ですので、今心配された雪が中に入る可能性はあります。ですので、できるだけ標識なりをもうちょっと立てたいと思っています。

以上です。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

それでは2問目に入らせていただきます。「さぎり荘」の高齢者団体利用についてをテーマといたします。

「さぎり荘」のリニューアルオープンによって、村内外のお客様のおかげで予想を上回る利用となり、憩いの場として活用されており、村の活性化に大いなる期待がされております。

ただ、高齢者団体が利用できにくい状況であり、今後、月1日か2日ぐらいを計画して高齢者団体の利用に向けた日時の設定について村長の考えをお伺いしたいということでお願いをいたしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員のご質問の「さぎり荘」の高齢者団体利用についてありますが、議員皆様、地権者の皆様方のご協力によりまして4月に完成し、村内外の多くの方々に利用いただき、11月末現在で1万9,000人を超える利用者がありました。まことにありがたく、建設にご協力いただきました方々に改めて感謝を申し上げる次第であります。

議員おただしのとおり、村内外の方々の利用、常連の方の利用がふえまして、大広間の貸し切り利用ができない状況にあります。村内高齢者団体の利用ができなくなっていますことを承知はしております。どうしても大広間が貸し切りになりますと一般客の入場をお断りするようになるんですね。遠くから来た皆さんには申しわけないということで、大広間の貸し切りは遠慮してもらおうと、こういう形を今とっております。

この施設は、ご承知のとおり、経済危機対策交付金を多く活用しております。要するに、税金をたくさん使ってできた施設だということで、多くの人に利用してもらってそのご恩に報いたいなと、そういう思いであんな価格を、300円という価格を設定したということで、その価格の安いのが一番利用者の利用にこたえているのかなと思っております。また、施設は定員100人の利用者に対応した施設なんですね。あれほど込むとは思っておりませんでした。

この辺、大変迷惑をかけておるわけなんです、1年間の利用者の動向などを勘案し、利用料金、そして利用時間などについては、村民の皆様の意見を聞きながら、平成24年度に向けては見直しも考えるべきなのかなと、そういう思いではおります。この辺、果たして1年で経済危機対策交付金をふんだんに使った施設としていいのかなという思いも私はよぎっております。この辺、皆さんと相談しながら、そして現場の職員と相談しながら、あと大事なのは村の高齢者団体の意見かと思えます。その辺を勘案しながら検討させていただきたいと思しますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） あの施設はそもそも保養施設だったと思いますよね。ですから、村内外からお客さんが来るということは非常に、今こういう時代でございますので、本当に歓迎する意味だと私らも賛同しているわけでございます。村内外から来ているお客さんの意向を聞きますと、料金も手ごろであるということばかりでなく、バイオマス関係で湯質がやわらかいというんですか、そういうところからやっぱり「さぎり荘」に来てくださるお客様が多いと、そういうふうに判断してもよいのかなと。

ただそこで、先ほども申し上げましたが、我々の先輩である苦労した人があそこを使いたくても使えないというのが一番私らにも、議員は何をやっているんだと、いまして我々のことを考えてくれないのかというようなおしかりの言葉も多々受けております。あの大広間は暗くて不便だとか、あのわきの踏み込みの部屋は狭くて通り抜けできないとかいろいろ苦情はありますけれども、まず高齢者の皆さんに何とか団体の人が使えるような対応をしていただくことができればと、そう願っています。多分、週に1回休みの日があると思いますよね。

〔「水曜日です」と言う人あり〕

○7番（星 一彌君） ですから、その日をうまく利用できないのかなというね、ほかの町村から来るお客さんはわざわざ抑える必要はないと思うんですよ。その休みの日を何とか1日でも2日でも利用できる道はないのかなと。それが大きく見れば雇用につながる部分も生きてくるのかなと思うんですが、再度その辺のご見解をお願いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の定休日にと。毎週水曜日を定休日として、あの定休日は、職員の休みは一部休むんですが、あとはおふろ掃除の日なんですね。かけ流しのお湯ですけれども、どうしても1週間利用しますと、6日利用しますと汚れも目立つそうです。こういったことでお掃除の日として設けているんですが、その辺、早目早目に出て、早出で、あと遅出で、その辺、職員と検討してお答えをさせていただきたいと思います。できるだけ前向きに、職員の雇用時間、稼いだほうがいいのか、週1回休んだほうがいいのか、現場の働く人たちと相談しながら、高齢者のそういう要望にこたえるには一つの手段かと思います。毎週水曜日は貸し切りの日、貸し切ってもいいですよという日ね、その辺よく現場と相談しながら前向きに、いい方向で、高齢者の要望にこたえるようなことで職員と相談させていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） ひとつ前向きな検討をお願い申し上げ、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

◎議案第93号～議案第100号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第93号 鯨川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例から日程第11、議案第100号 鯨川村暴力団排除条例まで

の8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第93号から議案第100号までの8議案について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案書の1ページをお開きください。

議案第93号 鯨川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本年10月1日から、大字渡瀬字青生野が大字青生野に確定されたため、関係条例の改正が必要となりましたので、関係条例を一括改正するものであります。

関係条例は、鯨川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例、鯨川村教職員住宅設置条例、鯨川村立小学校及び中学校条例、鯨川村簡易水道条例、鯨川村鹿角平観光牧場設置条例、鯨川村農村情報無線施設並びに消防防災無線施設設置条例、鯨川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の7条例であります。

次に、議案書の3ページです。

議案第94号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

去る10月28日、今年度の職員の給与等に関する勧告が福島県人事委員会から出されました。主な内容であります。50歳代の職員の月例給を平成24年1月1日から0.23%引き下げるという勧告であります。この勧告をそのまま実施いたしますと、本村の対象職員の給与引き下げ総額は9万3,000円ですが、本村の場合、独自の特例措置として、4月1日から管理職手当の2割カットと通勤手当の上限カットを実施しております。この特例措置により、勧告対象職員の削減額は210万9,000円になっております。勧告を大幅に上回っておりますので、本村としましては、勧告に基づく月例給の引き下げを平成24年4月1日から実施することが適当であると考え、ご提案申し上げる次第であります。

また、病気のために退職した職員に対する給与支給については、日割り計算で支給するよ

うに改正するものであります。

次に、議案書 7 ページです。

議案第95号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてのご説明です。

平成18年度に実施した職員給与構造改革は月例給の急激なダウンを伴いましたので、急激なダウンは勤務意欲の低下を招くとして、人事院勧告に基づく激変緩和措置を講じてきたところであります。しかしながら、まだ正常化できない者もいるところから、本年10月の県人事委員会勧告で減給幅を1万円とするように勧告されておりますので、勧告に準じて改正するものであります。

次に、議案書 8 ページです。

議案第96号 鯨川村手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

原発事故放射能汚染から村民の健康と暮らしを守るために、ことし10月に放射性物質分析器を設置したところではありますが、この分析器を公正に運用するために、分析手数料を1検体につき500円とする条例を加えるものであります。この条例は10月12日から適用しておりますが、減免規定を適用し、今年度いっぱい、平成24年3月31日までは徴収しないようにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、9 ページです。

議案第97号 鯨川村村民体育館設置条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

旧西山小学校体育館は、社会福祉法人みやぎ会に契約に基づき貸与しておりますが、地域住民にも貸与しているため、村民体育館として位置づけ、体育館設置条例に加えるものであります。

次に、10ページです。

議案第98号 鯨川村牧野管理条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

本村は、かつて東野牧野、戸草牧野、鹿角平の3つの牧野を管理運営しておりましたが、平成23年3月を最後にすべての土地を土地所有者に返還しております。したがって、実態に合わせるべく牧野管理条例を廃止するものであります。

次に、11ページです。

議案第99号 鯨川村東日本大震災復興基金条例についてご説明を申し上げます。

福島県が原子力災害等復興基金を活用して、市町村の復興を支援するための福島県市町村

復興支援交付金（総額285億円）が12月定例県議会に提案されております。これは県議会です。この補正予算が可決されますと、市町村に対しまして来年1月初旬に内示、下旬に交付というスケジュールになっているようです。したがって、受け皿となる基金条例を準備するとともに、あわせて今後の本村の復興支援に係る寄附金等についても本基金に積み立てるため、本条例を制定するものであります。

次に、12ページです。

議案第100号 鮫川村暴力団排除条例についてご説明を申し上げます。

村民が安心して生活できる地域社会を維持するために本条例を制定するものであります。暴力団は、村民生活や社会経済活動に不当な要求を突きつける集団であり、民主主義社会に敵対する組織であります。福島県警察からの要請もあり、郡内4町村が歩調を合わせて12月定例会に提案するものであります。本条例案には、警察機関との連携とともに、村の責務、村民の責務も明記され、村全体で取り組むことが明記されております。議員各位のご理解とご協力をお願いする次第であります。

以上で議案第93号から議案第100号までの8議案についての説明を終わります。原案にご賛同されますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

◎議案第101号～議案第108号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第12、議案第101号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第19、議案第108号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第101号から議案第108号までの8議案につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第101号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

議案書の15ページ、歳入歳出補正予算書の事項別明細書の1、2ページをごらん願います。

補正前の予算額34億2,892万4,000円に対しまして今回の補正6,967万8,000円を増額し、補正後の予算総額を34億9,860万2,000円とするものであります。

3ページをお開きください。

歳入の主なものです。1款村税の1目固定資産税、2節の滞納繰越分は、平成21年度に倒産した村内企業の固定資産税滞納額であります。現在、郡山地方裁判所において債務整理の進められている事案であります。本村といたしましては、裁判所に村税の滞納額を申し立てており、競売終了後に速やかに納付していただくように手続をしているところであります。

次に、9款地方交付税3,899万8,000円の補正ですが、これは普通交付税の本算定による確定によるものであります。今回の補正額を含めた今年度の普通交付税の総額は15億1,437万7,000円であります。

次に、11款分担金及び負担金の2目林業費分担金、1節林業費分担金の治山事業受益者分担金110万2,000円は、夏の台風15号により被災しました赤坂西野字草牛地内の人家、これは田子勝氏宅の裏山崩落の災害復旧治山工事の受益者分担金であります。その下の農業費分担金47万円は、同じく台風15号により被災しました荻ノ沢、沼ノ沢地内の水田・水路等の災害復旧事業費の受益者の分担金です。

次に、13款国庫支出金、1目民生費国庫負担金の8節子ども手当負担金1,130万8,000円の減額ですが、制度の内容をめぐるまして国会でたびたび紛糾していたことはご承知のとおりであります。制度存続が決まりましたが、予算編成時の内容と大きく変わりました関係で補正するものであります。

2目災害復旧費国庫負担金、2節の公立文教施設災害復旧事業費負担金ですが、小学校費37万6,000円は、震災により被災した鮫小の校舎等の復旧費補助です。中学校費4,680万8,000円は、震災により被災しました体育館等の災害復旧事業に対する国の補助金が確定したため計上するものであります。補助率は事業費の3分の2であります。復旧事業費そのものが当初の見込みより少なくて済んだため、今回、歳出予算を大幅に減額しております。当初は1億1,000万円ぐらい見たかね、それぐらい想像されたんですけども、少なく済んでよかったと思います。

次に、その下の社会福祉施設等災害復旧費負担金210万円は、「ひだまり荘」の災害復旧事業に対する補助金です。これは少なかったわね、何ともしようがない。補助率は対象事業

費の3分の2であります。事業の補助対象にならなかったんだね。1,000万円かかったんだけれども、どうしようもない。国の査定が厳しく、実際に要した費用の3分の1程度まで絞り込まれたものであります。

4ページをごらん願います。

3目土木費国庫補助金の2節住宅費補助金562万4,000円は、本村が震災対策事業として実施した地震の災害被災者住宅再建支援補助事業が国の補助事業に採択されたため、補正計上するものであります。金額は実績見込みのおよそ2分の1で、予算の関係上、定額補助であります。その下の農業費補助金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金183万7,000円は、震災により被災した西山、戸倉の地区簡易排水施設の復旧事業に対する補助金であります。これは合併浄化槽の地震により壊れたところの改修工事の費用であります。

次に、14款県支出金、1目民生費県負担金の6節保険基盤安定負担金の国民健康保険分83万2,000円の減額は、国保税の軽減と保険者の支援金分が予算計上額より減額になるため補正するものであります。後期高齢者医療分28万8,000円の減額も同様であります。その下の子ども手当負担金32万5,000円の減額は、国庫補助金と同様の理由であります。

次に、2項県補助金、1目1節総務管理費補助金の市町村生活交通対策事業費93万円は、あおぞらバスと福島交通に委託して運行しております鮫川・塙線に対する補助金で、当初予算計上額150万円から243万円に増額になるため補正するものであります。

その下の2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の地域支え合い体制づくり助成事業費、在宅高齢者お助け事業204万5,000円は、今年度、村単独事業としてスタートしました事業が県の補助事業に採択になったんですね。新規に採択されたため計上するものであります。県南子どもの心ケア事業600万円は、震災による県南地域の子供たちの精神的な心のケアをするため、葉貫のNPO法人「明日飛子ども自立の里」が受託団体として決定したため計上するものであります。これは何でかんで村を通さないとだめなんですね。全額、明日歩学園で受託者に差し上げるというか、そちらのほうになります。この事業は県が10割補助で実施するもので、市町村を経由して受託団体に交付するものであります。

その下、2節児童福祉費補助金の地域の子育て応援交付金事業費64万1,000円の減額は、事業がその下の安心こども基金特別対策事業に集約されたため減額するものであります。安心こども基金特別対策事業費は、こどもセンター事業、農業委員会の結婚対策事業、教育委員会の若者交流支援事業等の補助金をまとめて計上するものであります。今回、当初予算計上額より事業費が減額になるため45万円を減額するものであります。保育施設等表土改善

事業27万2,000円は、こどもセンター園庭の表土除染事業補助金が確定したため計上するものであります。

次に、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の線量計等緊急整備支援事業費42万3,000円の減額は、サーベイメーター整備購入費の確定による減額であります。線量低減化活動支援事業費443万6,000円は、50万円を限度に交付する事業で、本村では小学校・中学校のPTA、そしてそのほかに5団体が申請し採択されたものです。これは西野の相撲とかです。あとは真坂の公園づくりのですね。

5ページをごらん願います。

14款県支出金の5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の水田農業改革支援事業費50万円は、事務費として追加交付されるものであります。2節林業費補助金の災害治山施設補助事業費630万円は、台風15号で被災した草牛地内の人家裏の山腹崩落箇所の復旧事業補助金であります。補助率は事業費の80%であります。補助率は治山工事同様80%であります。

次に、9目農林水産業施設災害復旧費県補助金、2節農業用施設災害復旧費補助金の農地等施設災害復旧事業費367万7,000円は、荻ノ沢、沼野沢地内の水田・水路等の災害復旧事業費の補助金であります。補助率は治山工事同様80%であります。

次に、16款寄附金です。1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金のふるさとづくり寄附金72万4,000円は、2団体と12名の個人の方々からいただいた寄附金であります。

6ページをごらん願います。

17款繰入金です。1目の1節財政調整基金繰入金は、事業費の確定と補助金、災害復旧事業債等が確定したため8,537万9,000円を戻し入れするものであります。一時、事業費としてこれを財政調整基金のほうから繰り入れておきましたので、繰り戻しであります。

7目1節の教育施設整備基金繰入金、これも同じです。中学校施設災害復旧事業費6,266万円、小学校施設災害復旧費20万5,000円は、事業費の確定と補助金、災害復旧事業債等の確定による戻し入れであります。西山体育館災害復旧事業費2,380万円は、震災で被災したものでありますが、今回、補助事業として採択される見通しが立ったため計上するものであります。当面、基金を取り崩して実施することにいたしますが、補助金、災害復旧事業債等が確定次第、補正提案し、戻し入れしたいと考えております。図書館災害復旧事業費4,670万円も同様であります。

19款諸収入です。1目1節雑入の公有自動車損害共済金51万4,000円は、スクールバスと普通乗用車の事故修繕に対する共済金であります。東日本大震災復興支援金15万円は、高原

鮫川うまいもの祭り実行委員会から10万円、株式会社アークハイテック社から5万円を復興支援金としていただいたものであります。このアークハイテック社というのは、うまいもの祭りの当日に寄附があったんですね。これは会場で受け取って皆さんに指導しておきました。

次に、20款村債です。議案書の19ページとあわせてごらんいただきたいと思います。

2目1節過疎対策事業債の定住促進住宅整備事業債70万円の減額は、西山、水口地内に計画しました住宅団地の用地購入費が見込み額より減額されたため補正するものであります。過疎地域自立促進特別事業債30万円の増額は、ソフト事業費の増額によるものであります。

5目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債の現年度公共土木施設災害復旧事業債380万円の減額は、震災で被災した村道13路線20カ所の災害復旧事業費の確定によるものであります。なお、この起債は元利償還金の95%が地方交付税で措置されるものであります。2節農林水産業施設災害復旧事業債の現年度農林水産業施設災害復旧事業債190万円の増額は、林道の4路線10カ所の災害復旧事業費の確定によるものであります。この起債も元利償還金の95%が地方交付税で措置されるものであります。

7ページです。

3節文教施設災害復旧事業債の現年度文教施設災害復旧事業債2,540万円は、中学校体育館の災害復旧事業債であります。起債が確定したため補正計上するものであります。この起債も元利償還金の95%が地方交付税で措置されるものであります。4節その他の公共施設・公用施設災害復旧事業債1,460万円は、「ほっとはうす」本館と浄化槽、鹿角平観光牧場の浄化槽と天文台、旧鮫川小学校公園等の災害復旧事業債であります。この起債の交付税措置は、元利償還金の45.5%から85.5%であり、市町村の被災状況、財政力等を勘案して決定されるものであります。

災害復旧事業債は合計3,810万円増額するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

8ページをごらん願います。

歳出です。2款総務費の1項総務管理費、1目一般管理費の3節職員手当等46万7,000円は、震災や台風災害業務に対する超過勤務手当が主なものであります。4節共済費の職員共済組合負担金の補正であります。全科目に共通するものでありますので、内容をご説明申し上げます。今回の補正は年金法の改正を見込んでの補正であります。ご承知のように、現在の制度では厚生年金と共済年金加入者の配偶者は年金財源負担を免除されております。このような指摘を受け、国会に年金法改正案が提出され、長期間にわたり議論されてきたとこ

ろであります。この法案の成立の見通しがついたということで、今回、事業主負担について補正するものであります。法改正の内容ですが、現在の事業主負担分にさらに1,000分の9.625を上乗せするというものであります。また、職員の人事異動による変動額もあわせて補正しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、その下の7節賃金の臨時雇用150万円の減額は、一昨年10月から経済対策交付金等の事業を円滑に実施するために雇用していました設計士、坂本君ですが、仕事の関係で9月いっぱい退職されたため減額するものであります。これは、仕事の関係というのは、村の仕事が、建物がなくなったということでおやめいただいたということであります。13節委託料の地域主権改革一括法支援業務60万4,000円は、法律の改正に伴う市町村条例等との整合性を図るための業務を民間シンクタンクに委託するものであります。

5目財産管理費の25節積立金のふるさとづくり基金72万4,000円は、歳入でもご説明いたしましたが、2つの団体と12名の個人の方々からいただきました寄附金を基金に積み立てるものであります。

9ページをごらん願います。

6目企画費の19節負担金、補助及び交付金の生活バス路線運行補助金427万6,000円は、鮫川・塙線と宝木経由石川線の福島交通に対する運行費補助金であります。2路線合わせた補助金は今回の補正で1,027万6,000円となるものであります。通学定期券補助事業補助金150万円の減額は、今年度創設しました高校生の通学バス利用者に対する補助金が当初見込みの43%程度であるため減額するものであります。28節繰出金の村営バス事業特別会計120万円は、あおぞらバス事業運行に対する繰出金の増額であります。

8目諸費、11節需用費の修繕料30万円は、防犯灯の修繕料補正であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費の13節委託料の住民基本台帳法改正に伴うネットワーク構築業務26万3,000円は、住基ネットと外国人登録連携システムを構築するための委託料だそうです。

10ページをごらん願います。

3款民生費、1目社会福祉総務費、13節委託料の村民保養施設指定管理業務350万円の減額は、施設使用料収入が当初見込みを上回るため減額するものであります。ゲートボール場東屋設計業務19万5,000円の減額は、事業費の確定による減額であります。県南子どもの心ケア事業600万円は、歳入の県補助金でも説明しましたとおり、震災による県南地域の子供たちの精神的な心のケアをするため、葉貫のNPO法人「明日飛子ども自立の里」に委託す

るものであります。15節工事請負費のゲートボール場東屋建築工事86万円の減額は、事業費の確定によるものであります。28節繰出金の国民健康保険特別会計事業勘定264万2,000円の減額は、国保加入者の出生見込み数の減少により出産育児一時金の減額によるものと、保険基盤安定負担金の減額によるものであります。

11ページです。

3目後期高齢者医療事務費、28節繰出金の後期高齢者医療特別会計38万4,000円の減額は、保険料軽減に係る広域連合負担金の減額によるものであります。

次に、2項1目児童福祉総務費の13節委託料の子ども手当電算システム改修業務26万3,000円は、制度の再改定による電算システムの改修費であります。

2目児童措置費、20節扶助費の子ども手当1,195万6,000円の減額は、制度改正によるものであります。

4目保育園費の給料・職員手当の減額は、人事異動によるものであります。

12ページをごらん願います。

一番右上の4節共済費の職員共済組合負担金130万4,000円は、年金法改正などによるものであります。7節賃金の臨時雇用101万円は、途中入所児の増と職員の出産休暇による臨時職員雇用賃金であります。

5目こどもセンター費、7節賃金の臨時雇用207万円の減額は、人事異動によるものであります。11節需用費の修繕料22万2,000円は、園庭の遊具修繕料であります。遊具がさびちゃったりしたんですね。ペンキを塗りかえたり破けたところを縫ったりしたようであります。19節負担金、補助及び交付金の幼児送迎バス添乗業務補助金22万6,000円は、送迎コースの延長により勤務時間が延びたためのものであります。

13ページをごらんください。

4款衛生費です。1目保健衛生総務費、18節備品購入費の環境放射能測定器44万6,000円の減額は、サーベイメーター購入に伴う入札差額によるものであります。

4目環境衛生費の3節職員手当等49万1,000円は、災害業務従事によるものであります。13節委託料の除染土砂等仮置き場貸付申請業務105万円は、借地予定地の測量と敷地造成のための測量設計費であります。先ほど申し上げました、国有地を借りる際の敷地の造成と測量の設計費であります。あと、道路敷地内木の葉回収業務62万円は、通学路等の除染のための木の葉回収業務委託費であります。

15節工事請負費の仮置き場造成工事165万円は、除染対策のための土砂、木の葉等の仮置

き場造成工事費であります。汚染土砂回収工事133万7,000円は、まことに申しわけありません、西山、水口地内からの土砂の撤去費用であります。18節備品購入費の放射能分析器2セット265万1,000円は、野菜や水、土壌等の固体や液体まで分析できる器械を2台整備するものであります。19節負担金、補助及び交付金の線量低減化活動支援事業補助金210万円は、村内の5団体、鮫小、青生野小、鮫中PTA、そして西野区のふるさと相撲実行委員会、真坂農村公園の管理受託団体での真坂三矢会というんですね、この真坂三矢会等が県に申請している除染活動補助金が採択されたため計上するものであります。

14ページをごらんください。

6款農林水産業費です。2目農業総務費、4節共済費の職員共済組合負担金207万9,000円は、年金法改正等によるものであります。

4目水田農業構造改革費、11節需用費の消耗品費50万円は、事業推進のために国から追加交付される事務用品購入費であります。

15ページをごらん願います。

2項林業費です。2目林業振興費、3節職員手当等32万6,000円は、災害業務従事によるものであります。残業手当です。13節委託料52万5,000円と15節工事請負費735万円は、台風15号により被災した草牛地内の民家の治山施設工事のための予算であります。

7款商工費です。1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金の商工業復興対策事業費補助金210万円は、商工会が実施するプレミアムつき商品券発行事業に対する補助金であります。プレミアムは2割を考えているようであります。低迷している村内商工業の振興につながることを期待しているところであります。商工会館施設災害復旧費補助金37万円は、震災で被災しました商工会館復旧のための補助金であります。復旧費の4分の1の助成であります。

3目観光費の4節共済費の職員共済組合負担金52万9,000円の減額は、人事異動によるものであります。

4目鹿角平観光牧場費、13節委託料のクロスカントリーコース除染業務123万8,000円は、子供たちが安心して練習できるように、コース周辺のやぶの刈り払いや落ち葉の回収作業等による線量低減化対策費であります。15節工事請負費の更衣室用建屋設置工事150万円は、クロスカントリーコースの利用者のための更衣室を男女別にプレハブ2棟を整備するものであります。19節負担金、補助及び交付金の鹿角平観光牧場冬期運営費補助金101万8,000円は、クロスカントリーコースの利用促進並びに冬期間、地元住民の利便性確保のために売店を開

くための運営費と、給水保温設備改修のための補助金であります。高冷地のため冬期間は今まで閉鎖していました。ですから、水道等は完全にとめていたんですけども、今度は電気で保温しまして年中通水ということであそこを管理させていただきたいと思います。

16ページをごらん願います。

8款土木費です。3項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金、補助及び交付金のテレビ共同受信施設組合負担金20万円は、西山の水口住宅5戸分の工事費負担金であります。地震災害被災者住宅再建支援補助金30万円は、申請件数の増加によるものであります。今回の補正で総額が1,340万円になるものであります。これは地震災害被災者住宅の再建支援補助金です。

17ページをごらん願います。

9款消防費です。1目非常備消防費、19節負担金、補助及び交付金の消防団員賞じゅつ金負担金680万7,000円は、3.11東日本大震災により殉職されました消防団員への慰労金に充てるための負担金であります。消防団員1人当たり2万4,309円になります。

10款教育費です。2目事務局費、4節共済費の職員共済組合負担金138万5,000円は、年金法の改正によるものであります。

18ページをごらん願います。

3項中学校費です。2目教育振興費、11節需用費の消耗品171万9,000円は、平成24年度から中学校教科書が変更になるため、教師用指導教科書を整備するものであります。修繕料41万4,000円は、スクールバスの修繕料であります。

4項1目幼稚園費の3節職員手当等30万8,000円と4節共済費79万4,000円の減額は、人事異動によるものであります。

19ページをごらん願います。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、3節職員手当等35万8,000円は、災害業務従事などによるものであります。4節共済費の職員共済組合負担金97万1,000円の減額は、人事異動によるものであります。

2目公民館費、15節工事請負費の公民館高圧受変電設備入れかえ工事、これはもう受変電設備が壊れていたんですね。この入れかえ工事費86万5,000円は、非常用照明器具等の取り付けを追加施行するための工事費の増額分であります。

6項保健体育費、2目体育施設費、13節委託料の屋内ゲートボール場耐震診断業務120万円の減額は、補助事業の対象にならないため中止するものであります。屋内ゲートボール場

というのはね、あんなのは老朽化だから耐震診断を受けてもしようがない、補助金も出ないということでやめました。15節工事請負費の村民運動場バックネット補修工事120万円は、傷みが激しいため全面改修するものであります。富田村民体育館屋根塗装工事50万円は、これは増額であります、雨どいの劣化が激しいため、取りかえ工事が追加工事になったものであります。

20ページをごらん願います。

6項保健体育費、3目学校給食費、28節繰出金の学校給食センター特別会計208万8,000円の減額は、人事異動による人件費の減額が主な要因であります。

次に、11款災害復旧費です。2項農林水産業施設災害復旧費、15節工事請負費の台風15号災農地等施設災害復旧工事470万円は、荻ノ沢、沼野沢地内の水田と水路の災害復旧工事費5カ所分であります。

21ページです。

3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、13節委託料164万3,000円の減額は、鮫川中学校体育館災害復旧工事測量設計、監理業務等の事業費確定による補正が主なものであります。15節工事請負費5,171万円の減額も、鮫川中学校体育館の災害復旧工事費確定による減額が主なものであります。体育館建物復旧工事が当初見積もり額9,545万9,000円が4,690万円で、地盤復旧工事が当初見積もり額3,160万2,000円が2,811万3,000円で完成したため減額するものであります。当初、ですから両方合わせると1億2,000万円かかっぺと言われていたんですね。これが両方合わせて7,500万円ぐらいで上がったということであり、ます。

次に、2目体育施設災害復旧費、15節工事請負費の農業者トレーニングセンター災害復旧工事260万円は、施設の外壁、玄関ガラス戸の復旧工事費であります。トレセンも結構地震でやられたんですね。正面玄関がふぐあいになりました。玄関のガラス戸、あとは施設の道路側のドアが閉まらなくなっちゃったそうです。西山体育館災害復旧工事2,800万円は、震災により全館が使用不能な状態に被災したため、復旧工事を実施するものであります。2つの施設とも国の補助事業に採択される見通しがついたため補正するものであります。見通しをついたためって、これはわからないけれどもね。つくといいね、大体80%つくそうです。

次に、3目社会教育施設災害復旧費、15節工事請負費の図書館災害復旧工事5,500万円は、災害復旧に対する農林水産省との協議が調い、補助事業導入の見通しがついたため、図書館の一日も早い再オープンを目指して復旧工事を実施するものであります。

次に、4項1目その他の公共施設・公用施設災害復旧費、15節工事請負費の戸倉地区簡易排水処理施設災害復旧工事191万1,000円は、震災により被災した西山、戸倉地区の合併処理浄化槽が国庫補助事業に採択されたため、補正計上するものであります。

22ページをごらん願います。

5項民生施設災害復旧費、1目社会福祉施設災害復旧費、15節工事請負費の高齢者総合福祉センター施設災害復旧工事45万5,000円の減額です。これは、「ひだまり荘」災害復旧工事が予算計上額1,141万1,000円に對しまして1,095万6,000円で竣工したため補正するものであります。1,000万円もかかったのね。ですが、補助金は200万円しか来なかったということです。

続きまして、議案第102号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）です。

議案書の20ページ、21ページと、皆さんは事項別明細書の26ページをごらん願います。

初めに事業勘定です。補正前の予算額4億9,959万8,000円に對しまして今回154万2,000円を減額し、補正後の予算総額を4億9,805万6,000円にするものであります。

事項別明細書の27ページをごらんください。

歳入の1款国民健康保険税です。1目一般被保険者国民健康保険税151万円の減額は、被保険者が退職被保険者や社会保険に移動したことによるものであります。2目の退職被保険者等国民健康保険税の増額は、被保険者の増加によるものであります。

28ページをごらん願います。

8款繰入金の1目1節一般会計繰入金の出産育児一時金118万6,000円の減額は、出生数が8人から3人に減数する見込みであるため減額するものであります。2節保険基盤安定繰入金132万1,000円の減額は、保険税軽減分等による減額であります。

29ページをごらん願います。

歳出です。2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、19節負担金、補助及び交付金の負担金210万円の減額は、被保険者の出生数が減少する見込みであるからであります。

10款諸支出金、3目一般被保険者償還金、23節償還金、利子及び割引料の71万1,000円は、平成22年度療養給付費負担金、特定健診負担金の確定による返還金であります。

次に、事項別明細書の33ページをごらんください。

直診勘定です。今回の補正は、基本的に歳出予算内での補正であるため、予算総額の変更

はございません。

歳出の1款総務費、1目一般管理費、4節共済費の職員共済組合負担金11万4,000円の増額は、年金法改正による事業主負担の増額であります。

次に、議案第103号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

議案書の24、25ページ、事項別明細書は36ページをごらんください。

補正前の予算額1億2,200万1,000円に対し今回274万6,000円を増額し、予算総額を1億2,474万7,000円とするものであります。

事項別明細書の37ページをごらんください。

1款分担金及び負担金の1目1節給水装置新設負担金の水道新規加入負担金28万円は、未加入世帯の新規加入による増額であります。

3款国庫支出金、1目施設整備費国庫補助金、1節簡易水道事業費補助金の水道未普及地域解消事業区域拡張事業費補助金、これは落合地区であります。326万4,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。茅地区の整備事業288万円は、平成24年度に計画した事業を国の認可を得て前倒しで実施するため計上するものであります。

4款繰入金、1目1節一般会計繰入金230万円の増額は、茅地区整備事業に伴うものであります。

6款諸収入の2目1節雑入の建物災害共済金135万円は、8月9日に落雷により被災した鍬木田配水池の共済金であります。

7款村債です。議案書の25ページもごらん願います。

1目1節簡易水道事業債の落合給水施設整備事業債250万円の減額は、事業費の確定によるものであります。茅給水施設整備事業債210万円は新規の起債になります。

2目1節の辺地対策事業債は、簡易水道事業債と同額を計上しております。これは、事業の制度上、辺地対策事業債は起債対象額の2分の1しか許可にならないため、このような方法を講じているものであります。起債の方法、利率、償還の方法は変更はございません。

事項別明細書38ページ、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費、3節職員手当等46万9,000円は、人事異動と災害業務によるものであります。4節共済費25万9,000円は、人事異動と年金法改正によるものであります。

2款施設費、1目施設管理費、11節需用費の修繕料162万4,000円は、鍬木田配水池の修繕料と塚本地内の漏水修繕費であります。

同じく 2 款施設費、2 項施設整備費、1 目水道未普及地域解消事業費、13 節委託料の落合給水施設整備測量設計業務669万2,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。茅給水施設整備測量設計業務720万3,000円は、今回新たに事業を実施するものであります。15 節工事請負費の落合給水施設整備工事336万3,000円は、村単独事業として施行します給水管等の工事費であります。

次に、議案第104号の村営バス事業は27ページです。事項別明細書は42ページをごらんください。

補正前の予算額795万3,000円に対しまして今回90万円を増額し、補正後の予算額を885万3,000円とするものであります。

事項別明細書の43ページをごらん願います。

1 款使用料及び手数料、1 節村営バス使用料の村営バス運行収入30万円の減額ですが、ここ二、三年、運行収入が右肩上がりで推移してきましたが、修明高校鮫川校の生徒数の減少により収入が減少に転ずる見込みであります。なお、棚倉方面から通学している生徒の中にはバスを利用していない者もいるようでありますので、バス利用を働きかけていきたいと考えております。

3 款繰入金の 1 目 1 節一般会計繰入金120万円は、今年度から創設しました高校生に対する通学バス利用助成額の補てん金30万円と、運営費補てん金の90万円であります。

歳出です。1 款総務費、1 目村営バス事業費の 7 節賃金は、運転手の休暇の際の代替運転手賃金と、都市交流事業などの際の運転業務賃金であります。

次に、議案第105号は介護保険特別会計です。

事項別明細書44ページをごらん願います。

補正前の予算額 4 億1,402万1,000円に対しまして今回 3 万7,000円を増額し、補正後の予算総額を 4 億1,405万8,000円とするものであります。

事項別明細書の45ページをごらん願います。

歳入の 1 款保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料18万1,000円の減額は、震災で住宅が半壊以上被災しました世帯に対する保険料の減免額であります。

3 款国庫支出金、3 目 1 節介護保険災害臨時特例補助金の介護保険災害臨時特例補助金13万1,000円は、震災による保険料減免額に対する国の補助金であります。

次に、事項別明細書49ページです。

議案第106号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第 2 号）です。

今回の補正は、予備費を財源として行うものでありますので、予算総額の変更はありません。

歳出の１款総務費、１目一般管理費、１８節備品購入費の１２万７,０００円は、客室と食堂のファンヒーターが故障したため購入するものであります。

次に、議案第１０７号 平成２３年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第３号）です。

事項別明細書は５０ページをござんください。

補正前の予算額１億３,１２２万６,０００円に對しまして今回２０８万８,０００円を減額し、補正後の予算総額を１億２,９１３万８,０００円とするものであります。

事項別明細書５１ページをござんください。

歳入です。１款繰入金、１目１節一般会計繰入金の運営費繰入金２０８万８,０００円の減額は、人件費等の減額によるものであります。

次に、歳出の１款総務費、１目一般管理費、３節職員手当等、４節共済費、７節賃金の補正は、人事異動によるものであります。

次に、最後ですが、事項別明細書５４ページをござんください。

議案第１０８号 平成２３年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）です。

事項別明細書５５ページ、歳入の２款繰入金、１目一般会計繰入金、２節保険基盤安定繰入金３８万４,０００円の減額は、保険料の軽減対策補てん分の減額であります。

歳出の２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項１目の後期高齢者医療広域連合納付金、１９節負担金、補助及び交付金の負担金３８万４,０００円の減額は、歳入同様、保険料の軽減によるものであります。

以上で議案第１０１号から議案第１０８号までの８議案の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由説明とさせていただきます。

◎議案第１０９号～議案第１１１号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第２０、議案第１０９号 工事請負契約の変更についてから日程第２２、議案第１１１号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてまでの３議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第109号から議案第111号までの3議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第109号 工事請負契約の変更についてをご説明申し上げます。

議案書の36ページをお開きください。

本件は、鮫川村豊かな土づくりセンター第2期工事の契約変更であります。丸太フェンス419メートルの整備、センター内敷地3,618平米の舗装、排水のためのU字側溝整備、集水ます14基設置、擁壁工等を追加して施行するため、現在の工事請負金額に2,678万1,300円を追加し、変更後の工事請負額を1億3,493万1,300円とするものであります。また、工期を平成24年1月31日から平成24年3月23日まで延期するものであります。

次に、37ページです。

議案第100号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてをご説明申し上げます。

次のページをごらん願います。

現在の計画にあります館山公園整備運営事業を「さざり荘」から広畑、館山公園、新宿、道少田地内まで拡張し、温泉資源を生かした里山景観の形成と町並みの再生を図り、中心市街地ににぎわいを取り戻す計画に拡充するためのものであります。

また、定住人口対策としての公営住宅整備を拡充するため、宿ノ入団地の整備戸数を3棟6戸から7棟14戸にふやすことと、西山定住促進住宅整備計画（木造2階建て10棟20戸）を加えるものであります。

次に、39ページ、議案第111号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

平成24年3月31日をもって解散します西白河地方衛生処理組合と白河地方水道用水供給企業団を白河地方広域市町村圏整備組合に統合し、組織管理の合理化と事務業務の一層の効率化を図るため、両組合の共同処理事務を承継するものであります。そのための事務手続として白河地方広域市町村圏整備組合の規約変更を行い、県知事に許可申請することが義務づけられております。規約の変更には構成市町村議会の議決が必要でありますので、今議会にご提案を申し上げたところであります。

以上で議案第109号から111号までの3議案についての説明を終わります。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日17日、明後日の18日は休会といたします。

19日は各常任委員会で議案の調査をお願いします。

20日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時17分）

第 10 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成23年第10回鮫川村議会定例会

議 事 日 程（第2号）

平成23年12月20日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 議案第 93号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例等の一部
を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 議案第 94号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 3 議案第 95号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正す
る条例

質疑、討論、採決

日程第 4 議案第 96号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 5 議案第 97号 鮫川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例

質疑、討論、採決

日程第 6 議案第 98号 鮫川村牧野管理条例を廃止する条例

質疑、討論、採決

日程第 7 議案第 99号 鮫川村東日本大震災復興基金条例

質疑、討論、採決

日程第 8 議案第100号 鮫川村暴力団排除条例

質疑、討論、採決

日程第 9 議案第101号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）

質疑、討論、採決

日程第10 議案第102号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

質疑、討論、採決

日程第11 議案第103号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

質疑、討論、採決

日程第12 議案第104号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第13 議案第105号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第14 議案第106号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第15 議案第107号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

質疑、討論、採決

日程第16 議案第108号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

質疑、討論、採決

日程第17 議案第109号 工事請負契約の変更について

質疑、討論、採決

日程第18 議案第110号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更について

質疑、討論、採決

日程第19 議案第111号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について

質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第2 発議第6号 自主避難等に対する賠償指針に関する意見書の提出について

上程、説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1番 岡 部 明 君

2番 宗 田 雅 之 君

3番 前 田 雅 秀 君

6番 蛭 田 武 彦 君

7 番 星 一 彌 君

8 番 関 根 政 雄 君

9 番 山 形 郁 夫 君

10 番 早 川 正 博 君

11 番 前 田 武 久 君

12 番 坂 本 忠 雄 君

13 番 前 田 三 郎 君

欠席議員（1名）

5 番 湯 坐 良 政 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 大 樂 勝 弘 君

副 村 長 白 坂 利 幸 君

教 育 長 奥 貫 洋 君

総 務 課 長 鈴 木 治 男 君

企 画 調 整 長 芳 賀 亨 君

住 民 福 祉 課 佐 藤 文 夫 君

農 林 課 長 森 洋 君

地 域 整 備 課 近 藤 保 弘 君

教 育 課 長 北 條 利 雄 君

農 事 務 局 長 増 谷 隆 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 長 本 郷 秀 季

書 記 渡 邊 敬

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

5番、湯坐良政議員から本日の会議に欠席する旨の届けがありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎議案第93号～議案第100号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第93号 鯨川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例から日程第8、議案第100号 鯨川村暴力団排除条例までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第93号 鯨川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第94号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第95号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第96号 鯨川村手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第97号 鯨川村村民体育館等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第98号 鯨川村牧野管理条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第99号 鮫川村東日本大震災復興基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第100号 鮫川村暴力団排除条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号～議案第108号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第9、議案第101号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第16、議案第108号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 一般会計補正の民生費でございますが、事項別明細書11ページです。委託料の村民保養施設指定管理業務350万の補正減でございます。これは業務利益の増ということで補正減が入っていると思うんですけれども、かなり好評で大分利用者が多いということで本当に結構なことだと思います。ただ、施設は宿泊業務は行っていないということでありますが、その利用客の中で宿泊を希望されるお客がいないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の「さざり荘」の利用についてであります。宿泊客の要望はないかというお話でございますが、今のところ私は、中には宿泊設備があったほう

がいいなという人もいますので、宿泊は民間にございますので、鮫川のつるやさんとか滝などを利用してもらえばいいのかな、そちらを進めればいいのかと思っております。

「さぎり荘」に当初皆さんと相談しながら宿泊施設も考えたんですけれども、こういった山村に常時、人を雇い入れて宿泊客を待つ態勢をとって果たしてその経営がうまくいくのかなと、そういう心配もありました。ただ、今の「さぎり荘」の入り込みですと、恐らく毎日100人平均ぐらい来ているんですね。ですから、こういった人を見るとそういったことも計画に入れてもいいのかなという思いがありますけれども、もう少しその様子を見て、湯の質とか、今、まきボイラーのあの湯ざわりが好評のようです。その辺でやはり宿泊施設なんかも考えてもいいのかなという思いもありますけれども、ただ、向かいのつるやさんあるいは民宿の滝の皆さんにも積極的にその宿泊、誘客サービスというんですか、営業をしてもらい、おふろは昼間は「さぎり荘」を利用してもらってお泊まりは民間の宿泊施設を利用してもらい、そういったのも地域の振興に役立つのかなと、そういう思いもあります。

その辺、皆さんと相談しながら前向きに検討をしてもいいのではないかと考えておりますが、こういったことでご答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 私は、特別会計の「ほっとはうす」ですね、宿泊施設、それにちょっと関連して今質疑をしたわけでございますが、9月の補正においても災害復旧工事が「ほっとはうす」で完了しましたね、800万、それに浄化施設百何十万円、約九百数十万の復旧費をかけて運営が開始されたというふうに承知しておりますが、今回も事項別明細書で49ページに備品購入費としてファンヒーター3台購入の補正が上がっております。

9月から再開してからの利用客、それから宿泊者数、それらをちょっとお聞きしたいんですが、当然余りないように思われます。利用客が少ない、これから冬期間閉鎖に向かうというようなことも考えられる。ただ、クロカンの運営開始でもって呼び込みを図るというような計画もあろうかと思いますが、当然それらの宿泊客もなかなか増は見込めないというふうに考えております。

そこで、確かに周辺事業所の宿泊施設の利用も、これは当然村として図っていかなくちゃならないんですが、「さぎり荘」の誘客者数であふれたお客を「ほっとはうす」とか山王の里とかにも呼び込まずには何のための施設かわからないですね。だからこれは、「ほっとはうす」で今回も350万の減額補正でもってせつかくの予算を減額しておるということで

ございますので、できれば、「さぎり荘」は宿泊施設はないんだから、そういう希望者があればバスかなんかで送迎して、「ほっとはうす」あたりに呼び込むというような努力はやっぱり必要じゃないかというふうに考えておるから私は質問したわけなんですけれども、どのくらいの利用者がいたんだか、宿泊者がどのくらいいたんだか。それから、ファンヒーターはどの部屋につけるのか、冬期間閉鎖するのかもしれないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、いつも11番、前田議員からは「ほっとはうす」の事業、営業についてのおただしを受けるわけですが、私は常々お話をしているとおり、あの葉貫の地域の皆さんにとってはあそこの「ほっとはうす」が大変心のよりどころになっている、あるいは稼ぎどころにもなっている。そういった位置づけであの地域の皆さんに頑張ってもらいたいなど、そういう思いでおります。そして、クロスカントリーができますことによって、恐らくは夏休みの合宿等は当然「ほっとはうす」の利用客がふえるのではないかと考えております。

先日の日曜日の全国の子供中学校の駅伝大会で安積二中の女子が4位に、福島県では5年ぶりだそうです。20回ぐらい数える大会のようですが、そこで4位に入賞したということ、これはすばらしい成績だったということ。あの監督の先生のお話に、鮫川のクロスカントリーのコースを利用させていただいたと新聞記事に載っておりました。私もちょうど村民駅伝の日にたまたま鹿角平まで行って状況を見てきたときに、ちょうど安積二中の女子が練習に使っていてくれたんですね。声をかけてきまして、どうぞ気軽にいつでも利用してくださいというお話をしてきました。大変うれしく思っております。

こういったことで、そういった利用がふえれば当然宿泊客、夏の合宿なんかにも利用してもらえるのかなと思っております。ですから、そういったことでもうちちょっとご理解をいただきたいと思います。

そして、8月10日から営業させていただきましたが、11月までの利用客が260人です。売り上げでは180万となっております。これは食堂と客室です。

あとは、ファンヒーターが3台とのお話ですが、1台は食堂のファンヒーターが傷んだそうです。あと残り2台は客室ということで利用しているようであります。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 再度の質疑で、「さぎり荘」から客をと、その辺を。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員のお話のとおり、そういったお客さんにはぜひ村の同じような施設である「ほっとはうす」の利用というのも線上に置いておくのもいいのかなと。確かにそのお話のとおりであります。こういったことは「ほっとはうす」の従業員にも、おふろはこちらで、宿泊は「ほっとはうす」でということで両方に指導していきたいと思っております。ありがとうございます。

〔「あと、「ほっとはうす」は通年営業をするのかしないのか」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 通年営業をするように今指導しています。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第101号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第102号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第103号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第104号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第105号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第106号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第107号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第108号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号～議案第111号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第17、議案第109号 工事請負契約の変更についてから日程第19、議案第111号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてまでの3議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 第110号の過疎地域自立促進計画の変更ということで、中心街のにぎわいの創出事業ということで変更したい旨の上程がありました。この中身を読ませていただくと、昨日も総務文教常任委員会でいろんなご意見が出たようです。道少田、それから中野新宿、広畑、中心街の空洞化がどんどんと進んでいくと、それで空き家がどんどんとふえてくるのではないかという懸念もしております。

こういった中で、このような過疎地域の変更ということで計画を変更されることは非常に賛成することでありますけれども、これは当然商工会、地域住民、それから村とともに今後こういった中心街をどうしていくのかというところで、協議会とか審議会とか、そういった話し合いの場を持っていくべきだという意見も実は出されております。

村長に、中心街をこれだけ変更する以上、また共同店舗ということもうたっておりますので、今後そういった話し合いの場を設けて具体的にどうしていくのかと。夢も必要であろうという意見も出されておりましたけれども、村長の所見、中心街の活性化に向けてどのような考えなのかご意見をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の村の中心街、広畑宿のにぎわいをどうするんだというおたのしみでございますが、議員のお話のとおり、これは役所指導ではなかなか上手にプランニングすることもできないと思います。地域の住民、そして商工会の皆様方の力をかりまして、あの新宿、広畑のにぎわいは商店のにぎわいとしてつながっていくのではないかと

と思います。そういった皆さんのやる気、元気をどのように引き出すか。そして、まず参加してもらうこと、こういった皆さんの力のか借りてあの地域の振興を図ってまいりたいと思います。

それには委員会等を立ち上げなければならないと思います。広畑、新宿のにぎわいを取り戻す大きなプロジェクトチームを立ち上げて、皆さんの協力をいただきながら、皆さんの声を聞きながら、もちろんそれを利用してもらう村民の声も必要なわけです。こういった人まで巻き込んで、利用者まで巻き込んで、恐らくしかと長い時間がかかると思いますが、計画を立てていきたいと思っておりますので、どうぞ議員の皆さん方も恐らくそのメンバーに、皆さん方の知恵を借していただいてメンバーにも入っていただく思いでおりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第109号 工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第110号 鯨川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第111号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午前 10 時 26 分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 29 分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま発議第 5 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、発議第 6 号 自主避難等に対する賠償指針に関する意見書の提出についての 2 議案が 11 番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 1、追加日程第 2 として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第 5 号、発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第 1、発議第 5 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から追加日程第 2、自主避難等に対する賠償指針に関する意見書の提出についてまでの 2 議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長、11 番、前田武久君。

〔11 番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 提案理由趣旨説明をさせていただきます。

発議第5号から発議第6号までの2議案について提案理由の説明をいたします。

初めに、発議第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

現在、議員報酬は月額で支給されておりますが、月の中途において任期満了、辞職、失職、除名、死亡または議会解散で職を辞した場合、その当月分までの議員報酬を支給する規定になっておりますが、今回、適正化を期するため、死亡によるものを除き、辞職の日までをもって日割り計算で支給することに改正するものであります。

また、期末手当の支給について、禁錮以上の刑に処せられ失職したときなどは期末手当を支給しない、また、起訴されその判決が確定していない場合は一時差し止めをする規定を設けるものであります。

次に、発議第6号 自主避難等に対する賠償指針に関する意見書の提出についてを説明いたします。

新聞報道などで既にご存じのとおりと思いますが、12月6日に、文科省の原子力損害賠償紛争審査会により自主避難などに対する賠償指針が示されましたが、非情にも賠償の対象区域から東白川地方、西白河地方並びに会津地方の26市町村が除外をされました。原発事故以来、放射性物質での被害は県内全域に及ぶものでありながら、不合理な線引きは、県民の生活の不安と失望へのさらなる追い打ちとして強く怒りを覚えるものであります。

昨夕は、国への緊急行動を前に県南地域の市町村長、全議会議員参加による緊急決起集会を白河市で開催し、福島県民が一丸となって復旧・復興に取り組まなければならないこの時期に、線引きは分断以外何物でもないことを強く抗議し、「県南地域の復興なくして、福島の再生なし」をスローガンに掲げ、賠償区域を県内全市町村並びに全県民とする決議決定を行ったところであります。

意見書は、今回の23市町村に限定した賠償指針の撤回を求め、県内全域、すべての市町村を対象とする賠償指針への見直しを強く求めるものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから発議第6号 自主避難等に対する賠償指針に関する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

意見書の一端として、原子力損害賠償紛争審査会会長、原子力災害対策本部現地対策本部本部長、東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部長あてに、別紙により要請書として提出してよろしいか伺います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第10回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時42分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 前 田 武 久

署 名 議 員 坂 本 忠 雄